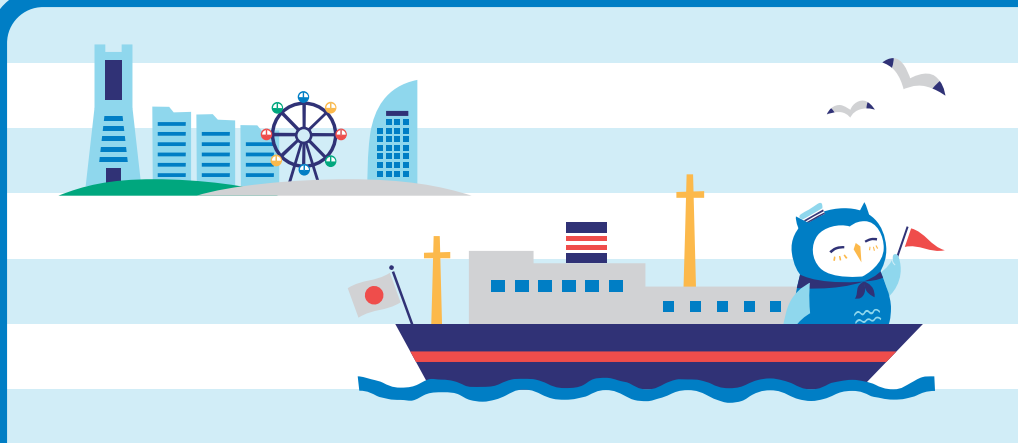




横浜の中小企業の
「明日」を
身近でサポート

横浜市信用保証協会の現況

DISCLOSURE 2026



ごあいさつ

平素より、当協会への格別のご支援とご高配を賜り、誠に感謝申し上げます。

このたび、昨年度の事業実績及び当協会による各種取組、並びに本年度の経営計画などをご報告する「横浜市信用保証協会の現況 DISCLOSURE2026」を作成いたしました。本誌が、多くの皆さまにとって当協会へのご理解を深めていただく一助となれば幸いです。

さて、昨年度はインバウンド需要が個人消費を下支えた面がありましたが、物価高による節約志向が根強く個人消費全体の回復ペースは緩やかで、物価高、人手不足、金利の上昇、米国通商政策への警戒感などもあり、日経平均株価の最高値更新とは裏腹に景気全体としては回復基調に勢いを欠いた一年でした。

また、企業倒産件数は2年連続で1万件を超え、中でも負債総額1億円未満の小規模倒産が過去最高の割合となるなど、当協会のお客さまである市内事業者の皆さまにとっては引き続き厳しい経営環境が続く一年となりました。

このような中、当協会としましては緊急経営支援資金などの政策保証を中心とした資金繰りのご支援に積極的に取り組むとともに、金融機関をはじめとする中小企業支援機関の皆さまと連携した経営改善支援や事業承継支援にも取り組んでまいりました。

令和8年度に入り、中東情勢の緊迫化に伴うエネルギー・物流コストの変動リスクが新たな経営課題として加わり、日本経済及び地域経済への影響が懸念されるところです。

このような中において、当協会では3月から横浜市経済局、公益財団法人横浜企業経営支援財団と連携して「特別経営相談窓口」を拡充し、経営の先行きに懸念を抱えていらっしゃる市内事業者の皆さまの資金繰りや経営に関するご相談をお受けしています。

VUCAの時代と評されるように、企業経営を取り巻く環境は不透明感を伴う状況にありますが、今後については、市内事業者の皆さまの持続的な賃上げとその原資となり得る適正な価格転嫁、成長に向けた人材確保と省力化投資への支援などが市内経済の安定成長に向けたポイントになり得ると考えます。

当協会としましては、引き続き市内事業者の皆さまにしっかりと寄り添い、信用保証を通じた創業から事業承継までの各ライフステージに応じた資金繰り支援はもちろん、中小企業支援機関と連携した経営支援、事業承継支援に取り組んでまいるとともに、事業再生支援、再チャレンジ支援にも役職員一丸となって取り組んでまいります。

私たちの業務一つひとつを丁寧に遂行し、皆さまに必要とされ、信頼していただける信用保証協会となっていくことを目指すとともに、市内事業者の皆さまの持続的発展、または成長を通じて横浜経済の活力ある発展に貢献してまいり所存ですので、引き続きのご支援、お力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



横浜市信用保証協会
会長 大久保 智子

令和8年 7月

目次

1	プロフィール	P03	10	トピックス	P31
2	コンプライアンス	P07	11	社会貢献活動	P33
3	個人情報保護宣言	P08	12	SDGsに関する取組	P35
4	事業計画	P09	13	令和7年度決算	P37
5	信用保証制度のご案内	P13	14	ご相談窓口のご案内	P42
6	信用保証の動向	P17			
7	主な保証制度	P22			
8	事業者のニーズに応じた支援	P25			
9	広報活動	P29			



当協会の記章(マーク)について



- ★1つ目の楕円は中小企業
- ★2つ目の楕円は金融機関
- ★3つ目の楕円は当協会

英字のG (GUARANTEE [保証])をモチーフとして、その中に三つの楕円が接した形状で構成しています。この三つの楕円は信用保証協会の存在を表しています。この楕円が結び合い、関連性や融合性を深めています。この三つの楕円の形状を英字のY(横浜YOKOHAMA)としています。記章(マーク)全体は曲線部分を多くとり、柔軟性と優しさを表現しています。

色(カラー)は、みなと横浜のイメージにあったブルーを基調とし、さわやかさを強調しています。

横浜市信用保証協会 イメージキャラクター



- | | |
|------------|---|
| 名称 | ハマ福 (ヨコハマのふくろう)
ふくろうは知性の象徴。また、夜目が利くことから「世間に明るい」とも。 |
| 就任日 | 令和3年 3月 1日 |
| 特徴 | 横浜経済を見渡して金融の円滑化を図り、中小企業・小規模事業者にもたらす。 |
| 趣味 | 横浜市内の観光 |
| 特技 | 横浜市内事業者の相談に乗り、資金繰りや経営課題の解決をお手伝いすること。 |

横浜市信用保証協会は、第2次世界大戦で荒廃した国土復興の槌音が高まる中、横浜市が中心となって、金融機関、商工会議所、商工組合中央会、業者団体等の協力を得て、全国で4番目、戦後最初の信用保証協会として発足しました。

創立	昭和22年11月29日		
人格	信用保証協会法に基づく法人		
目的	中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。(定款第1条)		
基本財産	306億円(令和8年3月31日現在)		
保証債務残高	41,974件、5,401億円(同上)		
利用企業者数	23,976者(同上)		
事務所	本店	中区山下町22	山下町SSKビル9階、10階
	新横浜支店	港北区新横浜3-9-18	新横浜TECHビルB館6階
	横浜駅前支店	西区北幸1-6-1	横浜ファーストビル7階
	上大岡支店	港南区上大岡西1-6-1	ゆめおおおかオフィスタワー22階
役職員数	111名(令和8年7月1日現在)		

沿革

昭和22年11月29日	社団法人横浜信用保証協会設立
昭和24年10月21日	財団法人横浜信用保証協会に変更
昭和29年10月11日	信用保証協会法に基づく認可法人に組織変更
昭和29年11月1日	横浜市信用保証協会設立登記
昭和40年9月1日	鶴見支所開設
昭和41年4月1日	南連絡所開設
昭和45年9月1日	保土ヶ谷連絡所開設
昭和47年4月1日	神奈川連絡所開設
昭和52年6月1日	神奈川連絡所と保土ヶ谷連絡所を統合し西部支所を開設
昭和54年4月1日	南連絡所を南部支所に昇格
平成22年7月20日	鶴見支所を移転し、北部支所として開設
平成27年5月7日	西部支所を移転
令和7年4月1日	本所・支所を本店・支店に呼称変更

■経営理念、経営ビジョン、基本戦略

経営理念

横浜市信用保証協会は、中小企業者の良きパートナーとして金融の円滑化を図り、地域経済や社会の発展に貢献するとともに、日々の業務を遂行するにあたり、関係法令及び諸規程を遵守し、役職員協調のもと互いに研鑽に励み、真に信頼される協会の運営を目指します。

経営ビジョン

私たちは、信用保証と経営支援を通じて
中小企業の「明日」を応援し
横浜経済の活力ある発展に貢献します。

基本戦略

経営ビジョンを実現するために

「信用保証と経営支援」

「効率的で適正な業務運営」

「未来につなげる人材育成」

の3つの着眼点から次の基本戦略を実行していきます。

信用保証と経営支援

戦略1 信用保証の推進

中小企業と金融機関と自治体をつなぐ架け橋として、中小企業のニーズにあった信用保証を提供するとともに、政策保証等を積極的に推進し、一層の金融の円滑化を目指します。

戦略2 経営支援の充実

金融機関及び自治体との連携を強化し、中小企業者のそれぞれの状況に応じた経営支援の充実を目指します。



効率的で適正な業務運営

戦略3 「マネジメント」力の強化

中小企業や関係機関並びに市民の皆様からの信頼を確保するため、組織的マネジメント力を強化し、効率的で適正な業務運営を目指します。

戦略4 「チーム」力の向上

協会部門間、職員間のコミュニケーションを深め、組織が一体となって、環境変化にも柔軟に対応できる組織運営を目指します。

未来につなげる人材育成

戦略5 業務知識、能力の向上

職員の能力開発を通じて組織全体の力を向上させることを目指します。

戦略6 使命感と顧客満足度の向上

職員一人ひとりが協会の役割を理解し、顧客満足を意識した仕事に取り組む人材を目指します。

横浜の中小企業の「明日」を身近でサポート

 横浜市信用保証協会



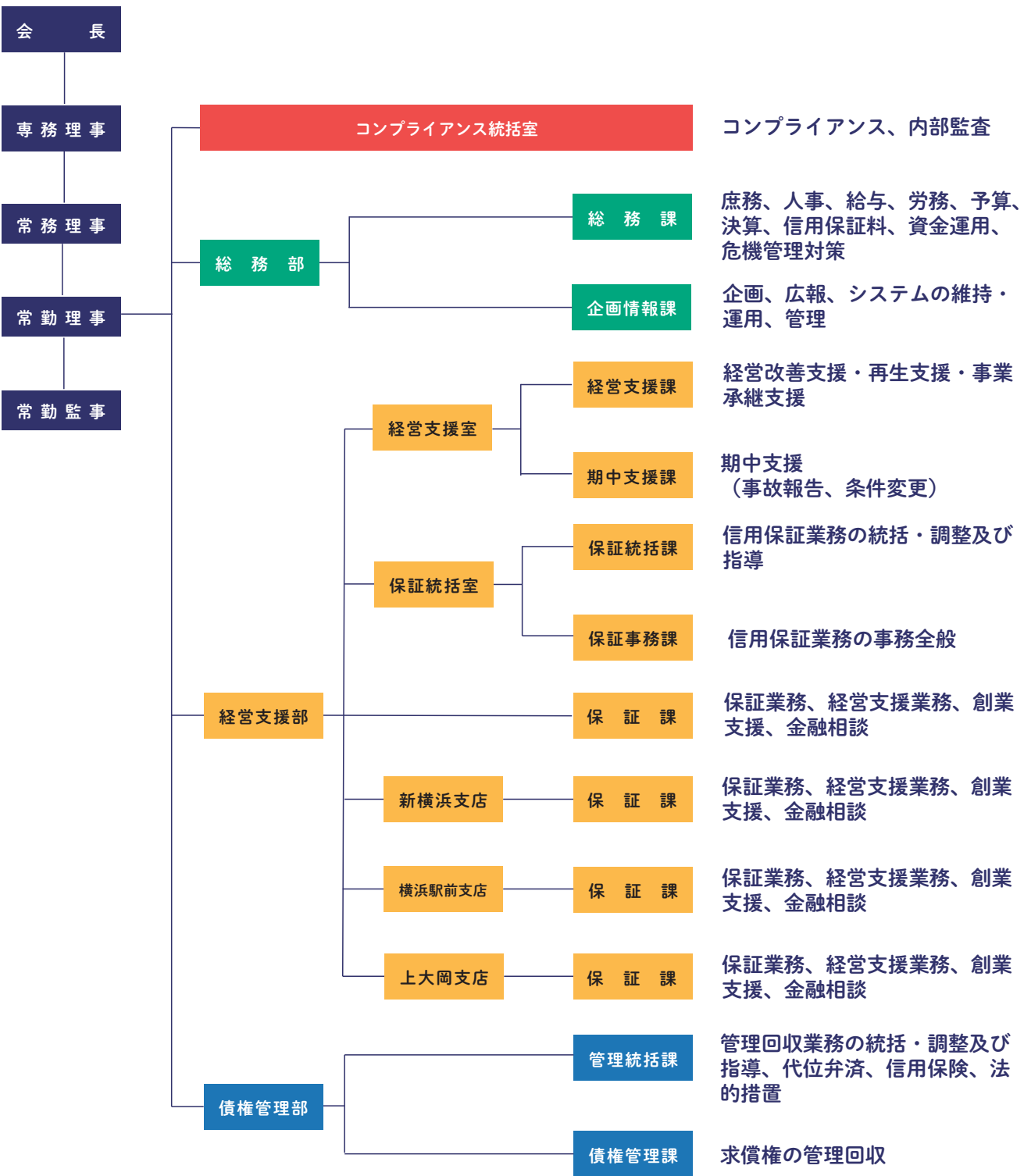
■役員構成

役職名	氏名	備考	
会 長	大久保 智 子	常 勤	前 横浜市副市長
専 務 理 事	内 海 英 明	常 勤	前 横浜市信用保証協会 常勤理事
常 務 理 事	福 島 雅 樹	常 勤	前 横浜市財政局ファシリティマネジメント推進室長
常 勤 理 事	金 子 眞一郎	常 勤	前 横浜市信用保証協会 常勤監事
理 事	石 川 清 貴	非常勤	一般社団法人 横浜市商店街総連合会 会長
理 事	小 峰 直	非常勤	横浜商工会議所 副会頭
理 事	高 野 堅	非常勤	一般社団法人 横浜銀行協会 専務理事
理 事	工 藤 哲 史	非常勤	横浜市 経済局長
理 事	春 日 隆	非常勤	横浜信用金庫 理事長
理 事	荒 井 智 希	非常勤	株式会社 神奈川銀行 代表取締役頭取
理 事	西 田 吉 彦	非常勤	公益社団法人 横浜貿易協会 会長
理 事	末 次 隆 浩	非常勤	株式会社 商工組合中央金庫 執行役員 神奈川 営業部長 (横浜支店長 兼 川崎支店長 兼 横浜西口支店長)
理 事	黒 田 憲 一	非常勤	一般社団法人 横浜市工業会連合会 会長
常 勤 監 事	岡 田 淳 一	常 勤	前 横浜市信用保証協会 経営支援部長
監 事	猪 鼻 久 義	非常勤	公認会計士・税理士

(令和8年7月1日現在)



■組織図



(令和8年7月1日現在)

当協会では、「横浜市信用保証協会倫理憲章」を制定するとともに、コンプライアンス経営を構築するため、「コンプライアンス体制」を整えて、コンプライアンスの実践に取り組んでいます。

■横浜市信用保証協会倫理憲章

信用保証協会の公共性と社会的責任

- ・信用保証協会の持つ社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、自己責任の原則に基づく健全な業務運営を通じて、揺るぎない信頼の確立を図ります。

質の高い信用保証サービス

- ・中小企業者や社会のニーズに的確に応えるため、一層、高度な専門的知識の吸収に努めるとともに、俊敏な行動力を発揮し、質の高い「信用保証」サービスを提供することにより、地域経済の発展に貢献します。

法令やルールの厳格な遵守

- ・あらゆる法令を厳格に遵守し、社会的規範に反することのない誠実、かつ公正な企業活動を遂行します。

反社会的勢力(不当要求行為)との対決

- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力(不当要求行為)とは、断固として対決します。

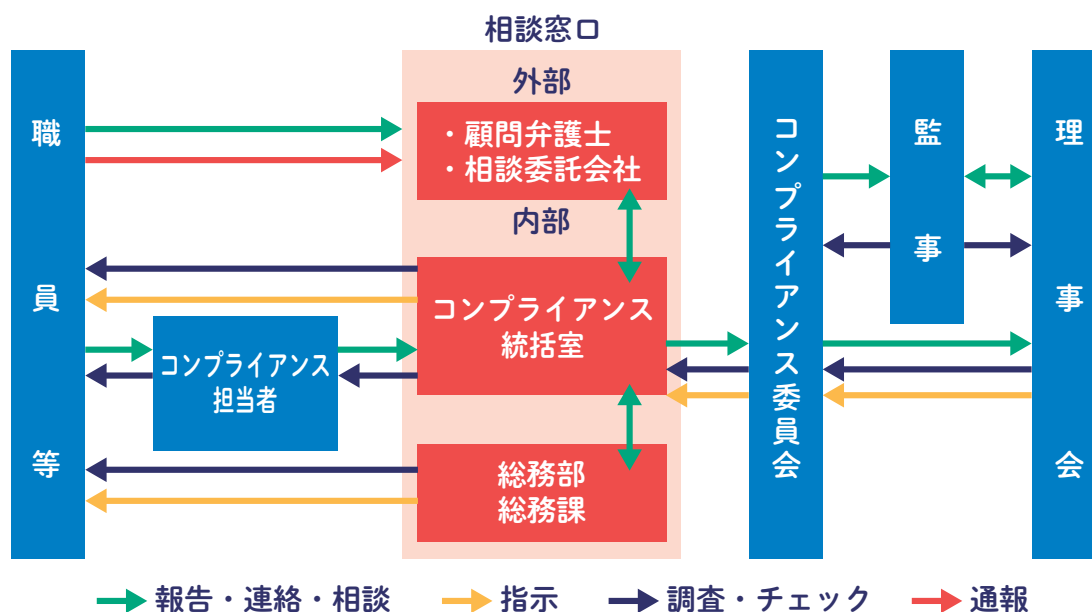
地域社会に対する貢献

- ・広く住民とのコミュニケーションを図りながら、地域社会への貢献に努めます。

誠実な職務の遂行

- ・日々の業務の遂行にあたっては、常にお客さまの立場にたって、誠実、かつ親切に対応します。

■コンプライアンス体制図



業務上、お客さまの個人情報を取得・利用等をさせていただきますが、お客さまの個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めています。

1. 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客さまの個人情報を取り扱います。

2. 個人情報の取得・利用・提供

当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客さまの個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。

取得したお客さまの個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。

取得したお客さまの個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客さまの同意を得ないで第三者には提供・開示しません。

お客さまの本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

3. 個人データの適正管理

お客さまの個人データについて、組織的・人的・物的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客さまの個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

4. 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客さまの個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

5. 個人データの委託

当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。

委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約

の締結、実施状況の点検などを行います。

6. 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

法令等に定める一定の場合を除き、お客さまは、当協会が保有するお客さまご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。

請求の方法は当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口を持参（または郵送）ください。

個人データの開示および利用目的の通知につきましては実費相当額（1件につき300円）をいただきます。

7. 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。

6. 7. の具体的な手続につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8. (3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

8. 質問・苦情について

当協会は、お客さまからの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

9. 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住 所 〒231-8505
横浜市中央区山下町22 山下町SSKビル9階
電話番号 045-662-6622
担当部署 総務部総務課

■中期事業計画（令和6年度～令和8年度）

横浜市信用保証協会は、『横浜の中小企業の「明日」を身近でサポート』をスローガンに、国や横浜市の中小企業振興施策を踏まえ、信用保証と経営支援を通じて横浜市内の中小企業・小規模事業者（以下「市内事業者」）の金融の円滑化、経営の改善発達に貢献し、市内事業者の良きパートナーとなることを目指します。

特に、コロナ禍の資金繰り支援フェーズから事業者の実情に応じた経営改善・事業再生支援フェーズへの転換期にあることを認識し、一層の収益力改善・事業再生・再チャレンジを促す支援に加えて、市内事業者の経営者保証改革の促進、デジタル技術を活用した利便性の向上や既存業務の改善、関係機関との連携深化や組織力向上および働きがいのある職場環境づくりに努め、顧客満足の高い取組の実施を目指していくこととします。

以上を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの3か年間における業務上の基本方針について、次に掲げる事項を主要項目として取り組むとともに、年度毎に実施状況を検証しながら実効性を高めていくこととします。

1) 政策保証の活用による市内事業者への資金繰り支援

新型コロナウイルス感染症関連の保証制度等の利用により借入債務が増加し返済負担が重くなっている市内事業者に対して、借換制度の利用推進等による資金繰り支援に取り組みます。加えて、国や横浜市の中小企業振興施策に基づく政策保証を活用し、物価高・人手不足等の影響によるコスト負担の増加、多様化する社会的課題解決等の対応に直面している市内事業者のニーズや創業・事業承継といったライフステージに応じた資金繰り支援に金融機関等と連携して取り組みます。

2) 経営者保証改革の促進

経営者保証は、経営の規律付けの側面がある一方で、思い切った事業展開や円滑な事業承継や早期の事業再生を阻害する要因と言われており、経営者保証改革プログラムに基づいた経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けて、金融機関と連携して一層の浸透・定着に取り組みます。

3) 市内事業者の課題に応じた経営支援

市内事業者への訪問等を通じて抱えている課題を把握し、課題に応じた経営支援を実施します。なお、信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金を活用した経営支援を実施していくにあたっては、ローカルベンチマークの売上高増加率・営業利益率、ならびに営業キャッシュフロー、CRD区分、財務点数を定量的な効果指標とするとともに、経営支援実施先の満足度を定性的な効果指標とします。定量的な効果指標については経営支援実施先のうち改善している事業者構成比が経営支援未実施先の同構成比を上回ることを目標として取り組み、定性的な効果指標については「満足」および「やや満足」を合わせて8割以上となることを各年度の目標として取り組みます。

4) 金融機関および中小企業支援機関と連携した市内事業者支援

市内事業者の支援にあたっては金融機関との連携を図るとともに、当協会による経営支援のみならず他の中小企業支援機関との連携、橋渡しを視野に入れて個々の市内事業者に合った実効性のある経営支援を実施します。また、様々な経営課題を抱えて事業継続に支障を来たしつつある市内事業者の早期の事業再生等にあたっては、中小企業活性化協議会と連携していきます。

5) 市内事業者の実情に沿った期中管理

資金繰りが厳しくなっている市内事業者の状況を金融機関と連携して早期に把握し、個々の事業者の実情に応じた迅速かつ柔軟な対応に努めるとともに、経営支援のニーズを探ったうえで必要に応じて外部専門家派遣や中小企業支援機関への橋渡しを行っていきます。

6) デジタル化の推進による利便性と生産性の向上

保証申込の電子化をはじめとしたデジタル化を加速させ、市内事業者や金融機関の利便性を向上させます。また、RPAやAI-OCR等を活用した業務の電子化による既存業務の見直し等、不断のBPR（ビジネスプロセス・リエンジニアリング）によって業務効率化を図り、生産性向上に取り組めます。

7) 公的な保証機関として信頼される組織づくりの推進

コンプライアンスとガバナンスを重視した経営の実践に努めることに加え、組織として反社会的勢力との関係を遮断するための取組の推進を図ることにより、信頼される組織づくりに取り組みます。

8) 危機管理態勢の強化

自然災害等の緊急事態に備えて危機管理態勢を強化します。

9) 組織力の向上

組織の活力の源泉は「人財」であることから、すべての職員が働きやすい職場づくりとともに人材育成に取り組めます。

10) 地域社会や市内事業者への情報発信

地域社会の一員としての当協会の様々な取組を発信するとともに、市内事業者のニーズに合わせた経営に有益な情報を迅速かつ広く周知することにより、市内事業者の経営を情報面で支援していきます。

11) SDGsおよびCSRの推進

「SDGs 未来都市・横浜」の一員（Y-SDGs 認証事業者 Superior）として持続可能な社会を実現するための取組を推し進めるとともに、市内事業者や地域に支えられている存在であることを認識し、当協会の社会的責任を果たすため、地域社会の貢献に繋がる活動に取り組めます。

■経営計画（令和8年度）

1. 業務環境

(1) 横浜市の景気動向

令和7年の日本経済は、円安による貿易収支改善が見られた一方、米国関税措置や中国経済の減速など外需リスクが強まり、景気は緩やかな回復基調を維持しつつも勢いを欠く状況が続きました。また、春季労使交渉で高水準の賃上げが実施されたものの、物価上昇率が賃金増加率を上回ったため、実質賃金は前年を下回り、個人消費の回復を抑制する要因となりました。

横浜市内では、インバウンド需要や横浜港における自動車・金属の輸出増加等が景気の下支えに寄与したものの、長引く物価高や深刻さを増す人手不足、力強さを欠く個人消費等が景気回復の足かせとなりました。さらに、米国関税措置等国際情勢の不確実性の高まりにより、景気の持ち直しは鈍化しました。

先行きについては、物価上昇の継続に加え、国際情勢の不確実性の高まりや自動車関連産業の動向、金利上昇や為替変動、自然災害のリスク等、依然として不透明感が強くなっています。

(2) 中小企業・小規模事業者を取り巻く環境

横浜市内の中小企業・小規模事業者（以下「市内事業者」）の景況感は全体として改善傾向が認められるものの、物価高や人件費増加、既往債務返済に伴う資金繰り、人手不足や後継者不在等、市内事業者の経営課題は依然として山積していることもあり、令和7年の横浜市内の倒産件数は増加しています。当協会においても約定通りの返済が困難となり条件変更に至る先の割合が高まっていることから、市内事業者の業績は二極化していることが窺えます。

今後は、中小受託取引適正化法の施行により取引環境の改善や価格転嫁の促進が期待されるものの、脱炭素経営やデジタル化等の生産性向上が求められる状況に加え、人手不足や後継者不在、物価高や人件費増加、関税対応等国際情勢の不確実性の高まり、さらに金利ある世界への対応等、経営課題は複雑化しており、市内事業者にとって厳しい環境が続くと見込まれます。

2. 業務運営方針

横浜市信用保証協会は、お客さまに真摯に向き合い、質の高いサービスの提供に全力で取り組むとともに、金融機関や中小企業支援機関との連携を一層強化し、必要な方に必要な支援を着実にお届けすることで、皆さまに信頼され、必要とされる信用保証協会を目指します。こうした基本姿勢に基づき、国や横浜市の中小企業振興施策を踏まえた政策保証や市内事業者および金融機関のニーズを踏まえた当協会独自の保証制度を活用した資金繰り支援、ならびに経営支援にお客さま本位で取り組みます。特に、令和8年度はモニタリング強化型特別保証制度の推進、創業や市内事業者の思い切った事業展開や円滑な事業承継および早期の事業再生を後押しするための事業者保証改革の促進、金融機関との協調融資の推進、「予

兆管理における着眼点」を踏まえた金融機関や中小企業活性化協議会等の支援機関と連携した経営支援や事業再生・再チャレンジ支援をより一層推進していきます。また、デジタル技術を活用した利便性の向上や既存業務の改善、人材育成等を通じた組織力の向上にも一層取り組むこととします。

以上を踏まえ、各部門の業務運営方針を次のとおりとしました。

(1) 保証部門

長引く物価高や人手不足等によるコスト負担増加に加え、国際情勢の不確実性の影響等により市内事業者を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあることから、横浜市内中小企業融資制度をはじめとした政策保証や当協会独自の保証制度を活用した資金繰り支援に取り組みます。加えて、市内事業者の経営課題や経営悪化を早期に把握し対応していくため、金融機関等による伴走支援や予兆管理の強化に繋がる保証制度の推進に取り組みます。

また、創業期や事業承継期における思い切った事業展開の促進に向け、経営者保証改革プログラムに基づいた経営者保証に依存しない融資慣行の着実な浸透に一層取り組みます。

さらに、様々な経営課題を抱える市内事業者へのサービス向上を図るため、保証業務態勢の更なる強化に取り組みます。

(2) 経営支援・期中管理部門

中小企業庁より示された「予兆管理における着眼点」を踏まえ、財務指標等様々な角度から特定した支援候補先等に対し、プッシュ型でアプローチを行い市内事業者の必要に応じた支援を実施していきます。また、経営課題を抱え事業継続に支障を来している市内事業者の事業再生・再チャレンジ支援にあたっては、中小企業支援機関への橋渡しをより一層推進していきます。さらに、経営支援の効果を検証し、検証結果を踏まえて効果的な経営支援に繋げていきます。

また、約定通りの返済が困難な先に対し、金融機関と連携した早期の実態把握と市内事業者の実情を踏まえた適切な期中管理を実施していきます。さらに、必要に応じて外部専門家派遣や中小企業支援機関等の活用を提案していきます。

(3) その他間接部門

公的な保証機関として公益的使命および社会的責任を果たしていくため、デジタル技術を活用した利便性向上や業務効率化による生産性向上をより一層推進していくとともに、大規模災害をはじめとする緊急事態が起きた場合においても、事業継続計画（BCP）に基づき持続可能な業務運営に取り組みます。

また、市内事業者や関係機関から信頼される組織であり続けるため、役職員のコンプライアンスの推進、経営の透明性の確保、反社会的勢力の排除に取り組みます。

加えて、人的資本の充実や職員のエンゲージメントを高めるとともに、組織力の強化に向けた人材育成の強化や多様な人材の確保に引き続き力を入れていきます。

さらに、市内事業者のニーズを常に意識し、有益な情報をわかりやすく伝える広報活動に取り組むとともに、地域社会の持続的発展に貢献するため社会貢献活動に取り組んでいきます。

3. 具体的な課題および課題解決のための方策

(1) 市内事業者のニーズや実情に応じた資金繰り支援

- ①物価高や人手不足、国際情勢の不確実性など市内事業者を取り巻く経営環境の複雑化を踏まえ、金融機関や横浜市等の関係機関と連携して、政策保証やニーズに応じた当協会独自の保証制度を通じた資金繰り支援に取り組めます。
- ②市内事業者の経営課題解決に向けて金融機関等による伴走支援や予兆管理の強化を推進するため、新たに創設されたモニタリング強化型特別保証制度や協調支援型特別保証制度等の協調融資制度の周知および利用促進に取り組めます。
- ③創業期や事業承継期にある市内事業者に対し、金融機関や関係機関との連携等により保証制度の周知および利用促進に取り組めます。

(2) 経営者保証に依存しない融資慣行の促進

経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けて、金融機関本部との対話を継続するとともに、市内事業者等に対し経営者保証不要制度の周知およびさらなる利用促進に取り組めます。

(3) 保証業務態勢の強化によるお客さまサービスの向上

- ①業務時間を効果的に活用してお客さまへのサービス向上を図るため、引き続きデジタル化の推進および保証業務の効率化に取り組めます。
- ②お客さまの様々な課題やニーズへの対応力を強化するため、経営支援等の業務知識やコミュニケーション能力の向上に資する研修等を通じて保証審査担当者の育成に取り組めます。

(4) 市内事業者に対する経営支援の推進

- ①市内事業者の経営悪化の予兆をより早期に把握しプッシュ型でアプローチを行うとともに、創業から事業承継まで、市内事業者の支援ニーズや経営課題に応じた経営支援を実施します。
- ②市内事業者の事業継続や課題解決を支援するための情報発信と、当協会の経営支援の認知度向上に取り組めます。

(5) 金融機関・中小企業支援機関と連携した経営支援の推進

- ①金融機関と連携し、支援が必要な市内事業者を特定するとともに、経営支援ニーズや経営課題に応じた支援に繋がります。
- ②中小企業支援機関と連携し、個々の市内事業者の経営支援ニーズや経営課題に応じた支援に繋がります。

(6) 効果的な経営支援に向けた取組

定量的な指標（ローカルベンチマークの売上高増加率・営業利益率、ならびに営業キャッシュフロー、CRD区分、財務点数）については経営支援実施先と経営支援未実施先の財務内容の変化を比較し、経営支援実施先のうち改善した事業者構成比が経営支援未実施先の同構成比を上回ることを目標として取り組みます。また、経営支援実施先の満足度については「満足」および「やや満足」を合わせて8割以上となることを目標として取り組みます。これらの効果検証結果を踏まえて今後の方策を検討します。

(7) 期中管理の徹底

- ①約定通りの返済が困難な先に対し、金融機関と連携した早期の実態把握と市内事業者の実情を踏まえた適切な期中管理を実施します。
- ②期中管理先の実態に応じ、経営支援、事業再生支援、再チャレンジ支援を視野に当協会の外部専門家派遣や中小企業支援機関等の活用を提案します。

(8) 利便性と生産性の向上に向けたデジタル技術の活用

- ①市内事業者や金融機関の利便性向上のため、金融機関と連携して保証申込手続きの電子化の拡充に向けて取り組みます。
- ②デジタル化を計画的に推進し、AIやクラウドサービス等のデジタル技術を有効活用することで業務の効率化を図り、生産性の向上に取り組めます。
- ③システムの保守・改善、災害対策訓練等を通じて基幹システムの安定運用に努めるとともに、情報セキュリティの強化を図り、確実な業務運営に繋がります。

(9) 持続可能な業務態勢の整備

緊急事態発生時にも滞りなく業務継続可能となるよう、事業継続計画や対応マニュアルを職員に周知徹底するとともに、災害を想定した訓練を実施します。

(10) コンプライアンスの推進

- ①コンプライアンス・プログラムに基づく活動等によりコンプライアンスの推進を図ります。
- ②ハラスメント防止を含めたコンプライアンス研修やコンプライアンス情報の発信による啓発等を通じ、ハラスメントのない職場環境の整備に向けて取り組みます。

(11) ガバナンスの推進

- ①ガバナンスを推進するために、経営会議等を通じて常勤役員が各部門の業務執行状況を管理します。
- ②内部監査を通じて、適正な業務運営の推進を図ります。

(12) 反社会的勢力との関係を遮断するための取組の推進

- ①反社会的勢力に関する情報を収集するとともに、当該情報を一元的に管理したデータベースを活用して、反社会的勢力との関係を遮断するための取組の推進を図ります。
- ②神奈川県暴力追放推進センターや神奈川県企業防衛対策推進協議会等の関係機関からの情報収集に努めるとともに、神奈川県警察本部、ならびに各支店を管轄す

る地元警察署、神奈川県弁護士会等との連携を図ります。

(13) 人材育成に係る施策の拡充と採用活動の強化

- ①改正した人事考課制度の運用開始に併せて、研修等を通じて理解度を高め、より効果的な運用となるように取り組むとともに、職員の知識習得や能力向上等、自発的な成長を後押しする施策の拡充に取り組みます。
- ②新卒採用に係る活動を継続的に実施することに加え、必要に応じて社会人採用等を実施し、人員体制を整備・強化します。
- ③経験や知識を得る機会を増やすこと等を通じて、新たな視点や柔軟な考え方で業務に貢献できる人材の育成に取り組みます。

(14) 多様な人材が活躍できる体制づくり

年齢・性別等に関係なく全ての役職員が活き活きと活躍し、働くことのできる快適で魅力ある職場環境づくりに向け、職員のエンゲージメント向上に繋がる環境整備を行うとともに、健康経営の推進等に努めます。

(15) 地域社会や市内事業者等への情報発信の充実

- ①市内事業者等のニーズを常に意識し、資金繰り支援や経営支援等の様々な取組を連動させながら、当協会の役割やサービスをイメージキャラクターである「ハマ福」を活用しながら分かりやすく発信します。
- ②ホームページやSNS（LINE・Instagram）、ハマ福通信等の各種媒体を活用した情報提供を強化するとともに、コンテンツ改善を進め、認知度向上と市内事業者等との接点強化を図ります。

(16) SDGsおよびCSRの推進

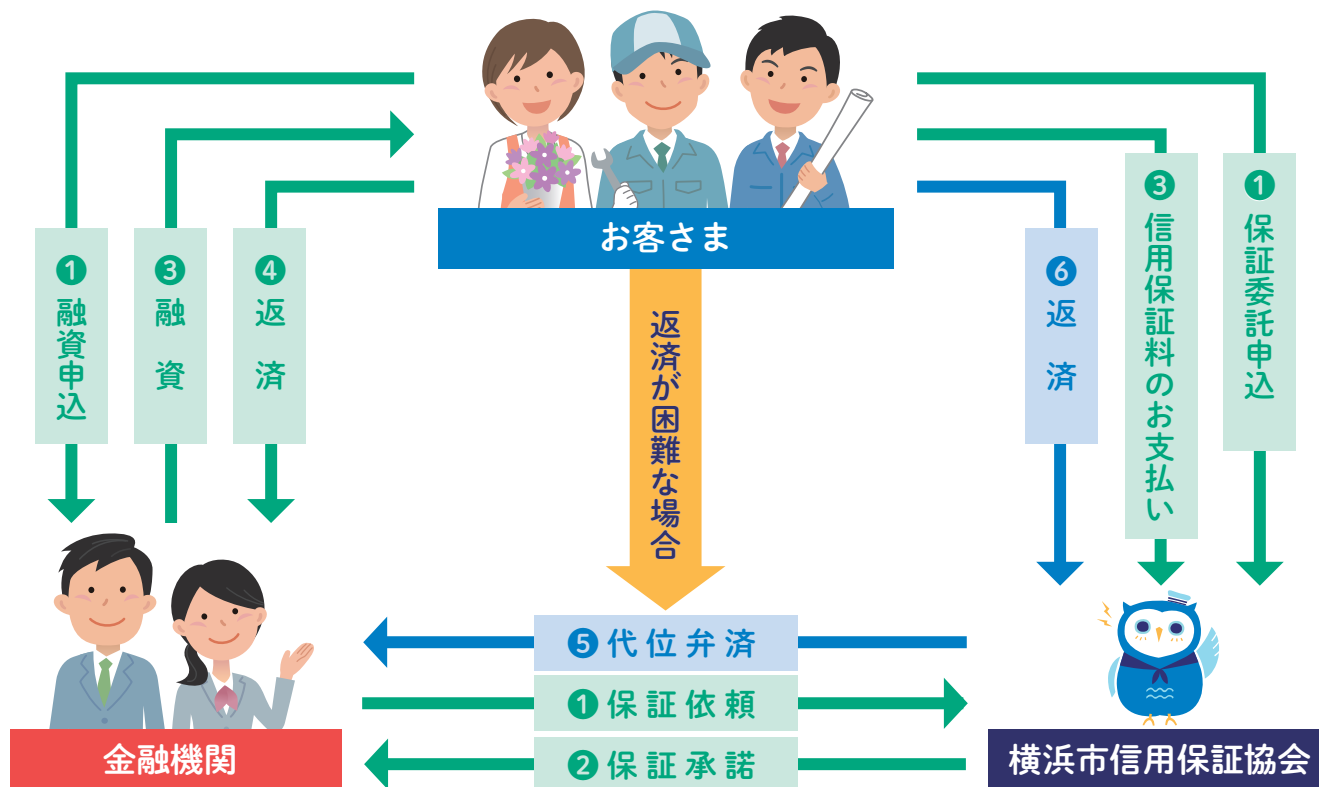
「SDGs未来都市・横浜」の一員（Y-SDGs認証事業者 Superior）として、持続可能な社会を実現するための取組を推し進めるとともに、地域社会の貢献に繋がるよう、市内の大学での出張講義や起業家教育等の活動に取り組めます。

4. 事業計画

令和8年度の保証承諾等の主要業務数値（見通し）は以下のとおりです。

項 目	金 額	対前年度計画比
保 証 承 諾	1,350億円	117.4%
保証債務残高	5,138億円	107.2%
代 位 弁 済	96億円	80.0%
回 収	15億円	100.0%

1. 信用保証制度の仕組み



①	金融機関の窓口へお申込ください。金融機関の審査後に、当協会へ申込書類が送付されます。なお、金融機関とお取引がない等のお客さまには、金融機関をご紹介しますので、当協会にお気軽にご相談ください。
②	当協会は審査を行い、金融機関に対して「信用保証書」を発行します。 ※審査の結果によっては、ご希望に添えない場合がございます。
③	金融機関は、「信用保証書」に基づいてお客さまに融資を行います。 この際、お客さまには当協会宛に信用保証料をお支払いいただきます。
④	お客さまは、融資条件に従ってご返済をしていただきます。
⑤	何らかのご事情で借入金の返済ができなくなった場合は、当協会がお客さまに代わって、金融機関に借入金を返済します。(代位弁済)
⑥	代位弁済後は、お客さまから当協会にご返済をしていただきます。

2. ご利用いただける方

■所在地

横浜市内に、法人の場合は本店または事業所のいずれかを、個人事業者の場合は住居または事業所のいずれかを有し、事業を営んでいることが必要です。

■企業規模

原則として中小企業信用保険法に定める中小企業・小規模事業者を対象としています。

常時使用する従業員数または資本金のいずれか一方が下表に該当していればご利用いただけます。

業 種	従業員数	資本金
製 造 業 等	300人以下	3億円以下
卸 売 業	100人以下	1億円以下
小 売 業	50人以下	5,000万円以下
サ ー ビ ス 業	100人以下	5,000万円以下
医 療 法 人 等	300人以下	—

※製造業等には、運送業・建設業・不動産業・旅行業等も含まれます。

農林・漁業、風営法第2条第6項から10項に掲げる性風俗関連特殊営業、金融業（一部を除く）、非営利団体等、その他、公序良俗等の観点から当協会が公的機関として支援・育成していくには相応しくない事業を行っている場合も対象となりません。

特定非営利活動法人（NPO 法人）は、従業員数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業・サービス業を主たる事業とする事業者については100人）以下の場合は保証の対象となります。

なお、反社会的勢力は信用保証協会の保証の対象とはなりません。

3. 保証の内容

■1企業に対する保証の最高限度額

個人・法人：2億8,000万円（うち無担保8,000万円）

組合等：4億8,000万円

■資金使途

事業経営に必要な運転資金と設備資金の借入にご利用いただけます。

（例）商品仕入資金、店舗の改装資金、機械設備の買替え資金等

※生活資金や住宅資金、教育資金等にはご利用いただけません。

■連帯保証人

必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

当協会では「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨に則り対応しており、次の要件や法人と経営者との関係の分離状況等を踏まえて、経営者保証を不要として取扱う運用を行っています。

●信用保証協会における経営者保証を不要とする3つの取扱い

通称	要 件
金融機関連携型	●取扱金融機関がプロパー融資について経営者保証を不要とし、かつ担保による保全がない融資残高がある（もしくは同じタイミングで上記と同内容の融資を行う）。 ●「直近決算期において債務超過でないこと」かつ「直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと」。 ●法人と経営者との一体性解消が図られていることを取扱金融機関が確認している。 など
財 務 要 件 型	●直近決算期において一定の財務要件を満たしている。（「財務要件型無保証人保証制度」でのご利用となります）
担 保 充 足 型	●法人または経営者が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られている。

※金融機関から融資を受ける際、経営者が会社の連帯保証人になることを経営者保証といいます。

●保証料の上乗せによる経営者保証を不要とする取扱い

「信用保証協会における経営者保証を不要とする3つの取扱い」に該当しない場合であっても、保証料の上乗せという経営者保証の機能を代替する制度等の活用により、経営者保証を不要とする取扱いができます。

	ご利用いただける方
事業者選択型経営者保証非提供制度 (横断的的制度)	次の1～5すべてを満たす法人 ^(※1) 1. 過去2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること 2. 直前決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと 3. 次のいずれかを満たすこと ① 直前決算において債務超過でない ^(※2) ② 直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない ^(※3) 4. 次の①および②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること ① 保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること ② 保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと 5. 保証料率の引き上げを条件として保証人を提供しないことを希望していること
※保証制度を問わない取扱いであり、個別の保証制度ではありません	
事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証 (国補助制度)	
	^{※1} 法人の設立後最初の事業年度（設立事業年度）の決算が無い法人の場合、1～3は問いません ^{※2} 設立事業年度の次の事業年度の決算が無い法人の場合、3は問いません ^{※3} 貸借対照表において「純資産の額≧0」となること ^{※3} 損益計算書において「経常利益+減価償却≧0」となること

●適用される信用保証料率

- ・上記「ご利用いただける方」のうち、3.①および②のいずれも満たす場合は、所定の信用保証料率に0.25%を上乗せした信用保証料率
- ・上記「ご利用いただける方」のうち、3.①および②のいずれか一方のみを満たす場合または、法人の設立後2事業年度の決算が無い場合は、所定の信用保証料率に0.45%を上乗せした信用保証料率

<対象要件と信用保証料率の上乗せの整理表>

直近2期の決算期で	直近決算で	債務超過でない	債務超過である
減価償却前経常利益が連続して赤字でない		信用保証料率+0.25%	信用保証料率+0.45%
減価償却前経常利益が連続して赤字である		信用保証料率+0.45%	対象外

●お借入のあるプロパー融資の経営者保証の解除について

金融機関に対して経営者保証を提供したプロパー融資（信用保証協会の保証を付さない融資）について、一定の要件を満たすことを条件として信用保証付き融資への借換ができる、プロパー融資借換特別保証を取扱っています。

ご利用いただける方	経営者保証を提供したプロパー借入があり、1～4の全ての要件を満たす法人 1. 資産超過であること 2. EBITDA有利子負債倍率 ^(※) が10倍以内であること 3. 法人・個人の分離がなされていること 4. 返済緩和している借入金がないこと [※] EBITDA有利子負債倍率 = (借入金・社債一現預金) ÷ (営業利益+減価償却費)
-----------	---

■責任共有制度

信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業・小規模事業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行、融資後における経営支援や再生支援といった中小企業・小規模事業者に対する適切な支援を行うこと等を目的とし平成19年10月に導入されました。

原則として、すべての保証が責任共有制度の対象となりますが、一部例外的に除外される制度があります。

金融機関は「部分保証方式」または「負担金方式」のいずれかの方式を選択しています。

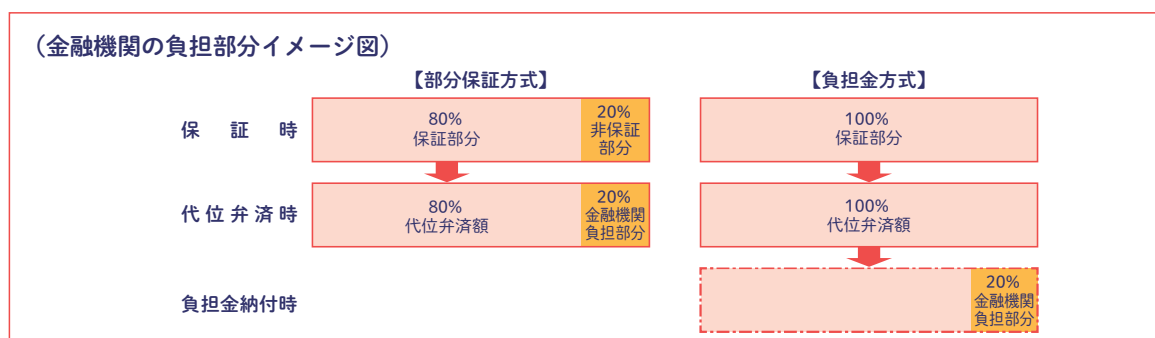
いずれの方式においても金融機関の負担割合（20％）は同等です。

【部分保証方式】

融資金額の80％を信用保証協会が保証する方式

【負担金方式】

金融機関毎の信用保証の利用実績に応じた負担金を金融機関が信用保証協会に納付する方式



【責任共有対象外となる保証制度】

- | | |
|-----------------------------------|---|
| ①経営安定関連保証（セーフティネット保証）1号～4号、6号 | ②災害関係保証 |
| ③創業関連保証（再挑戦支援保証、スタートアップ創出促進保証を含む） | ④特別小口保険に係る保証 |
| ⑤事業再生保証 | ⑦求償権消滅保証 |
| ⑧中堅企業特別保証 | ⑩事業再生計画実施関連保証 ^(注1) |
| ⑪危機関連保証 | ⑫事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型） ^(注2) |
| ⑥小口零細企業保証 | |
| ⑨東日本大震災復興緊急保証 | |

(注1) 責任共有対象外となる保証（責任共有制度導入前の保証を含む）を同額以内で借り換えた場合。

(注2) 責任共有対象外となる保証（責任共有制度導入前の保証を含む）またはセーフティネット保証5号であって、危機指定期間内（令和2年2月1日～令和3年12月31日）に貸付実行された保証を同額以内で借り換えた場合。

4. 信用保証料について

■信用保証料

信用保証協会の保証を受ける際には、信用保証料をお支払いいただきます。

信用保証料は、保証料率をもとに算出されます。

保証料率については、原則、お客さまの財務内容に応じて9段階の料率体系となっています。

基本となる保証料率は責任共有保証料率ですが、責任共有対象外保証制度については、責任共有対象外保証料率が適用されます。

責任共有保証料率表

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
(特殊保証)	(1.62)	(1.49)	(1.32)	(1.15)	(0.98)	(0.85)	(0.68)	(0.51)	(0.39)

*特殊保証とは、当座貸越根保証、事業者カードローン、手形割引根保証です。

責任共有対象外保証料率表

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

※セーフティネット保証や流動資産担保融資保証（ABL保証）、危機関連保証等の特別な保証は政策的に配慮された一律の保証料率が適用されます。

1. 当協会の利用率

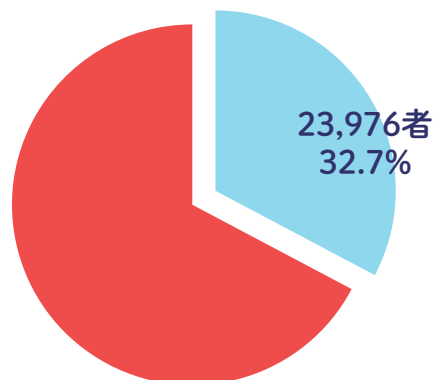
当協会をご利用いただいている中小企業のお客さま
23,976者
 (令和8年3月末時点)

横浜市内中小企業者の当協会利用率

32.7%

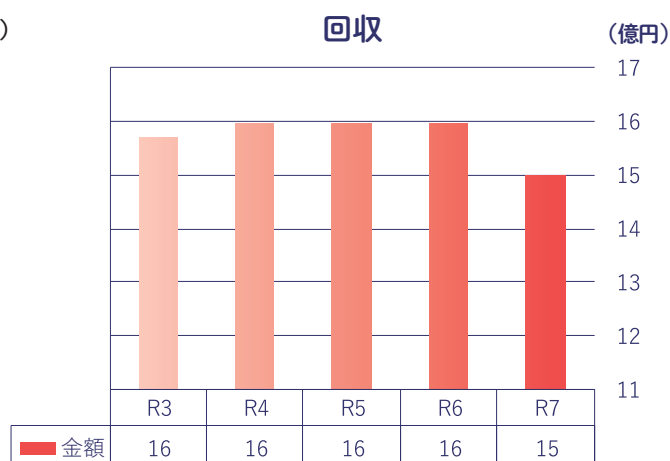
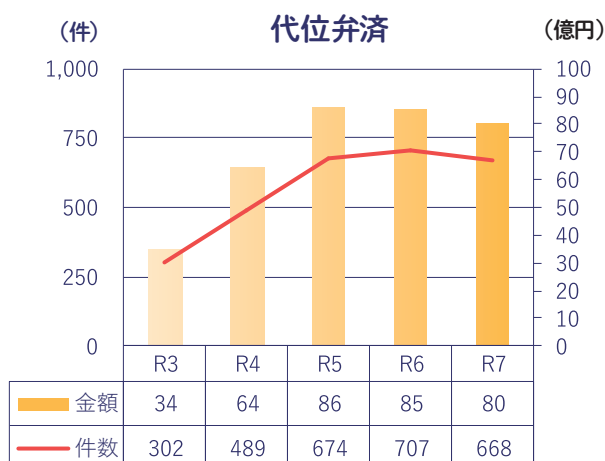
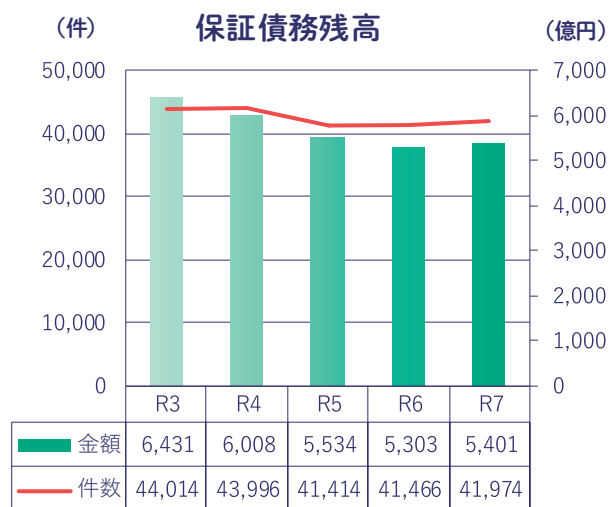
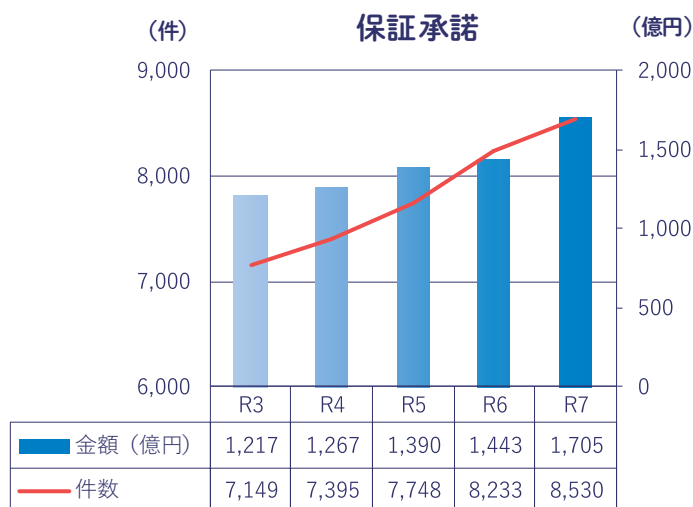
※当協会利用率 = 利用企業者数 ÷ 横浜市内の中小企業者数
 横浜市内の中小企業者数は、令和5年12月13日中小企業庁公表資料を参照

横浜市内の中小企業者数
 73,214者



“横浜市内の中小企業者の3者に1者ご利用いただいています。”

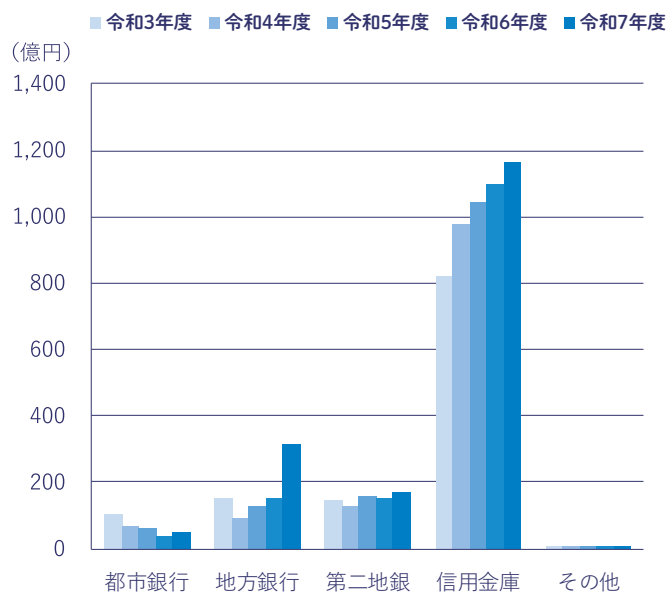
2. 保証承諾・保証債務残高・代位弁済・回収の推移



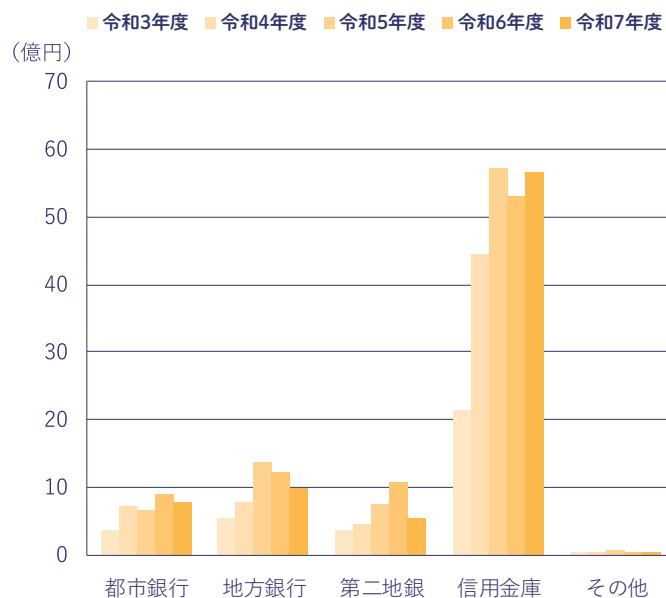
3. 保証承諾・代位弁済の推移（金融機関群・業種・行政区）

■金融機関群別

保証承諾の推移

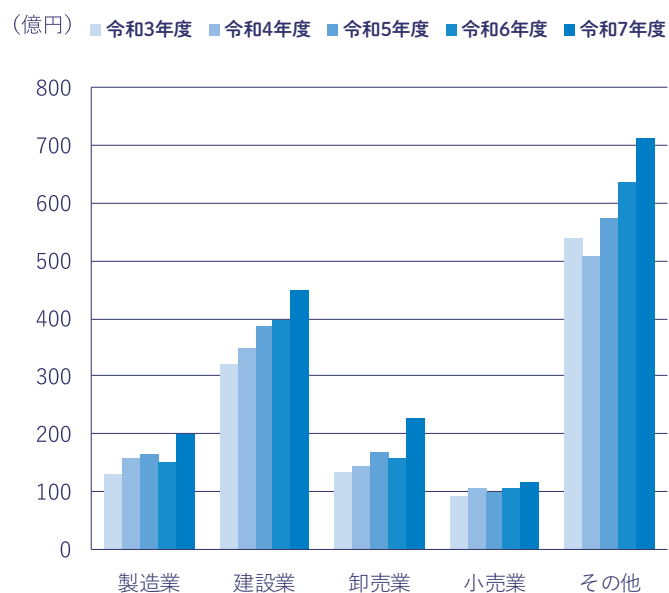


代位弁済の推移

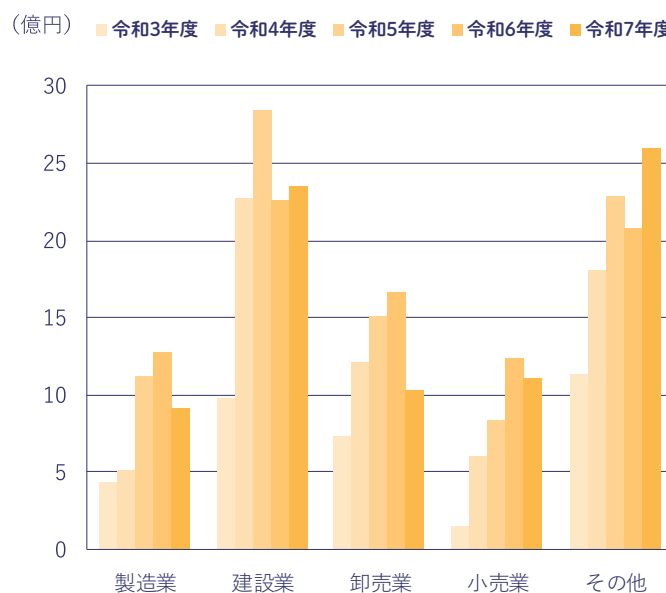


■業種別

保証承諾の推移

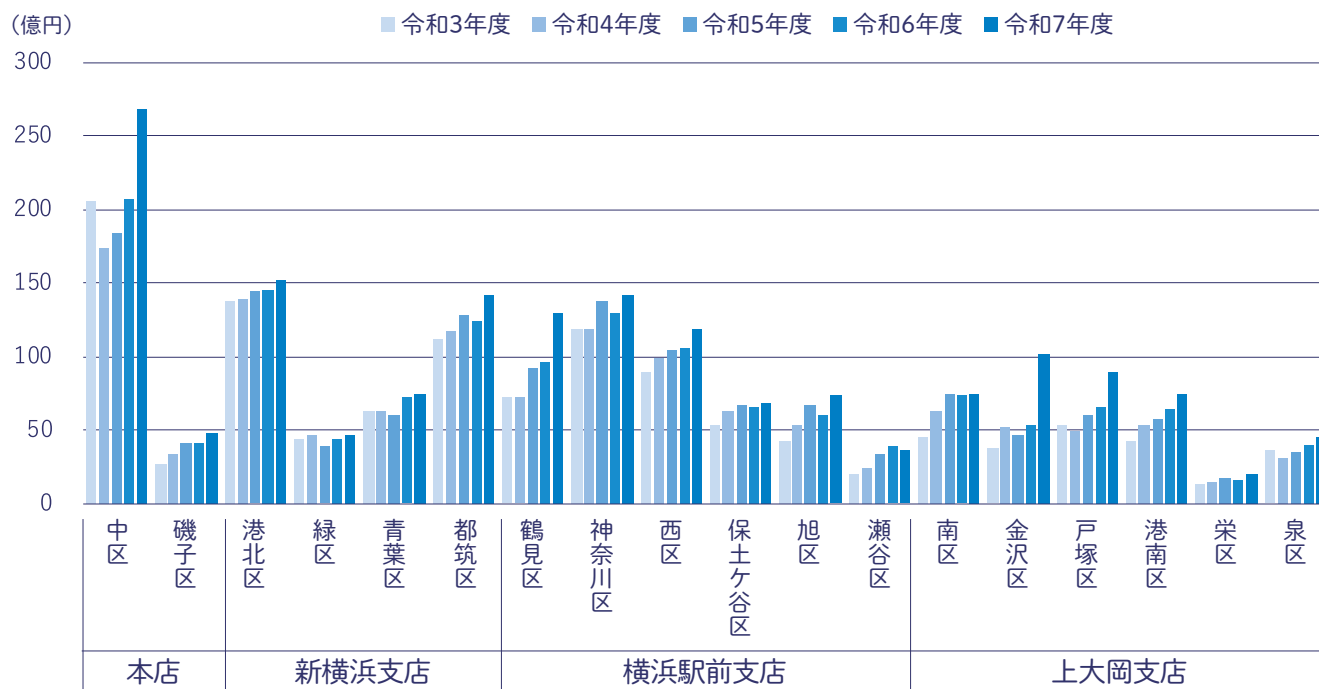


代位弁済の推移

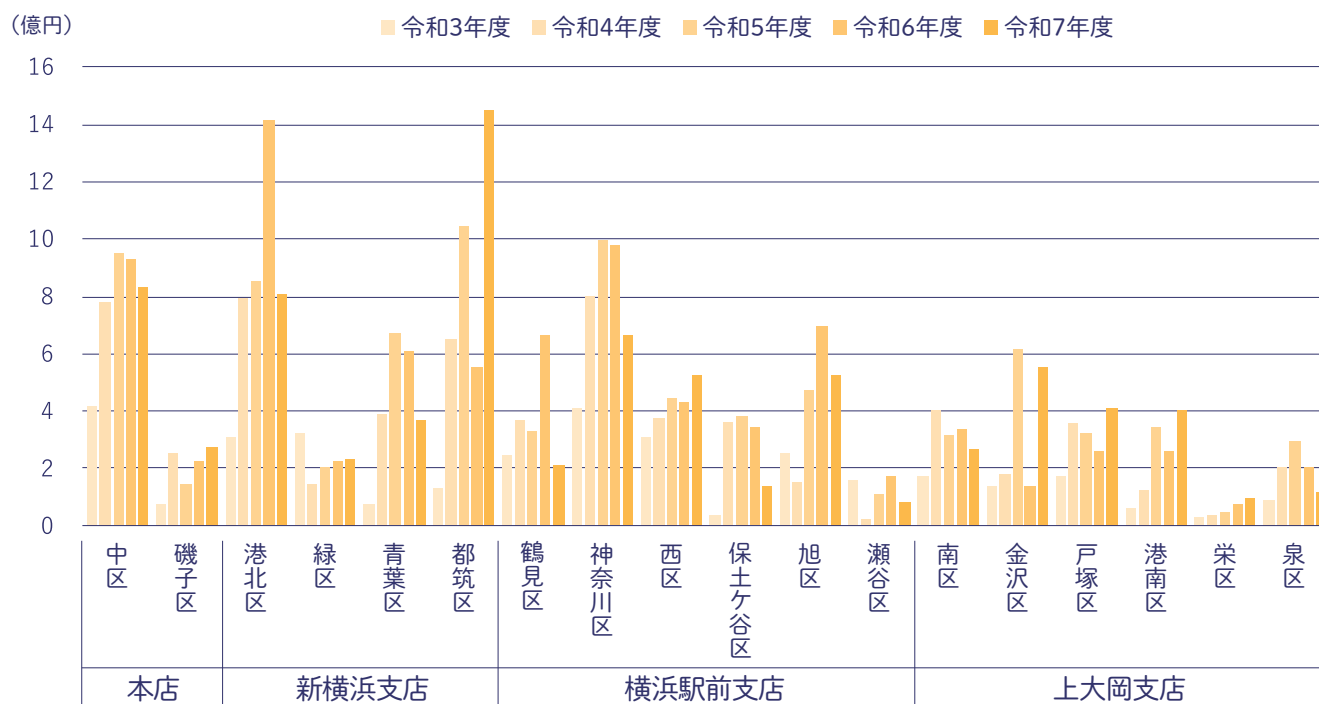


■行政区別

保証承諾の推移



代位弁済の推移



4. 令和7年度の実績

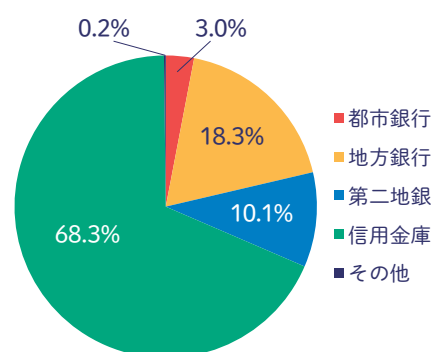
■保証承諾

令和7年度の保証承諾額は、1,704億68百万円（前年度比118.1%）となりました。

①金融機関群別保証承諾 (百万円・%)

区 分	金額	前年度比	構成比
都市銀行	5,138	134.4	3.0
地方銀行	31,241	202.5	18.3
第二地銀	17,275	114.5	10.1
信用金庫	116,493	106.0	68.3
その他	321	433.8	0.2
全 体	170,468	118.1	100.0

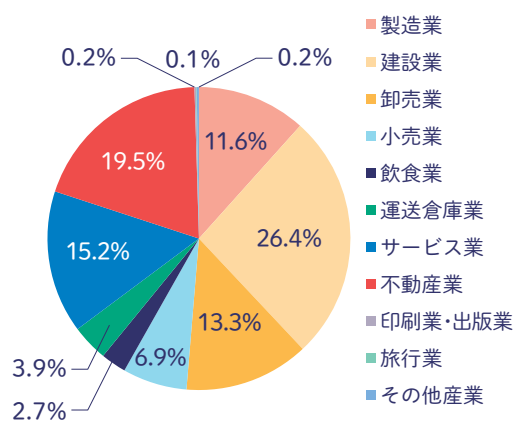
金融機関群別保証承諾



②業種別保証承諾 (百万円・%)

区 分	金額	前年度比	構成比
製造業	19,845	132.1	11.6
建設業	44,916	113.3	26.4
卸売業	22,713	144.8	13.3
小売業	11,729	113.1	6.9
飲食業	4,618	117.3	2.7
運送倉庫業	6,641	113.2	3.9
サービス業	25,977	112.9	15.2
不動産業	33,222	112.1	19.5
印刷業・出版業	287	69.3	0.2
旅行業	121	68.8	0.1
その他産業	401	68.9	0.2
合 計	170,468	118.1	100.0

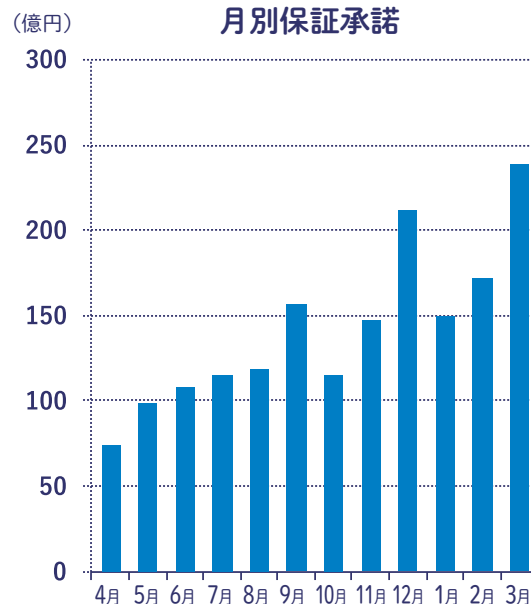
業種別保証承諾



③制度別保証承諾 (百万円・%)

区 分	金額	前年度比	構成比
協会制度			
よこはまアドバンテージ保証	17,869	84.9	10.5
よこはまプレミアム保証	2,458	-	1.4
よこはまショートサポート保証	7,308	-	4.3
SDGs 特定社債保証	1,160	-	0.7
よこはまスタート保証	181	-	0.1
短期継続保証	4,484	136.4	2.6
一般保証	2,123	32.0	1.2
全国小口	161	47.6	0.1
当貸・カード	1,292	93.2	0.8
協調支援型特別保証	7,079	2,691.6	4.2
その他協会制度	7,310	66.2	4.3
小 計	51,425	116.9	30.2
市制度			
振興資金	17,998	66.9	10.6
協調融資資金	17,403	-	10.2
SDGs よこはま資金	2,267	209.4	1.3
脱炭素よこはま資金	60	15.1	0.0
脱炭素よこはまミニ	10	37.7	0.0
小規模企業特別資金	9,763	75.1	5.7
経営安定資金	3,520	31.8	2.1
創業おうえん資金（創業）	3,904	88.9	2.3
スタートアップおうえん資金	410	106.0	0.2
事業承継資金	159	81.3	0.1
経営支援資金	11,377	-	6.7
緊急経営支援資金	50,719	-	29.8
設備更新資金	377	-	0.2
賃上げおうえん資金	932	-	0.5
その他市制度	147	0.3	0.1
小 計	119,043	118.7	69.8
全 体 合 計	170,468	118.1	100.0

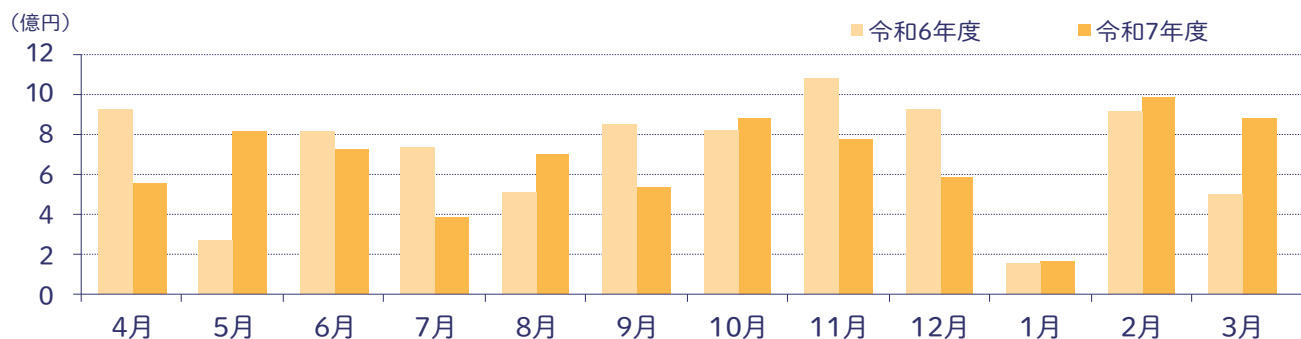
月別保証承諾



※数値については、単位未満を四捨五入し表示しておりますので、諸項目の合計が一致しないこともございます。

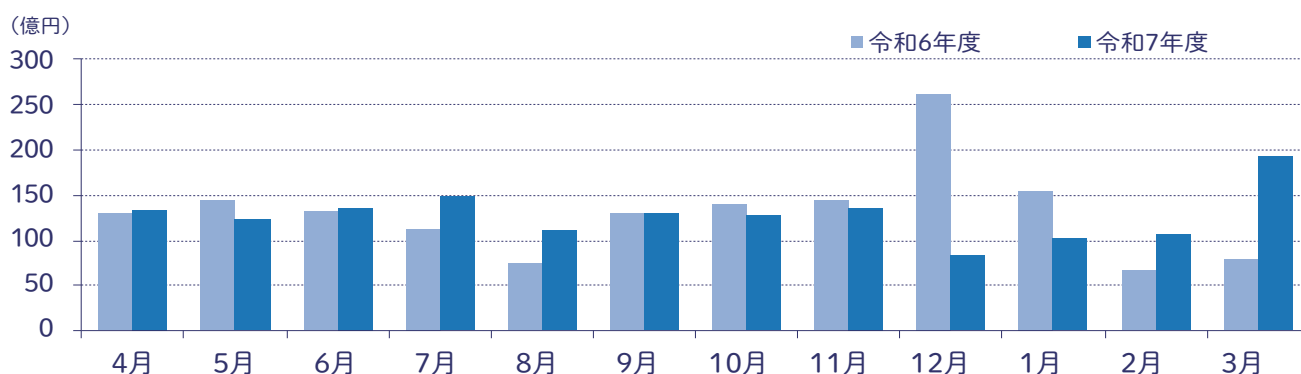
■代位弁済

令和7年度の代位弁済額は、79億89百万円（前年度比93.8%）となりました。



■求償権回収

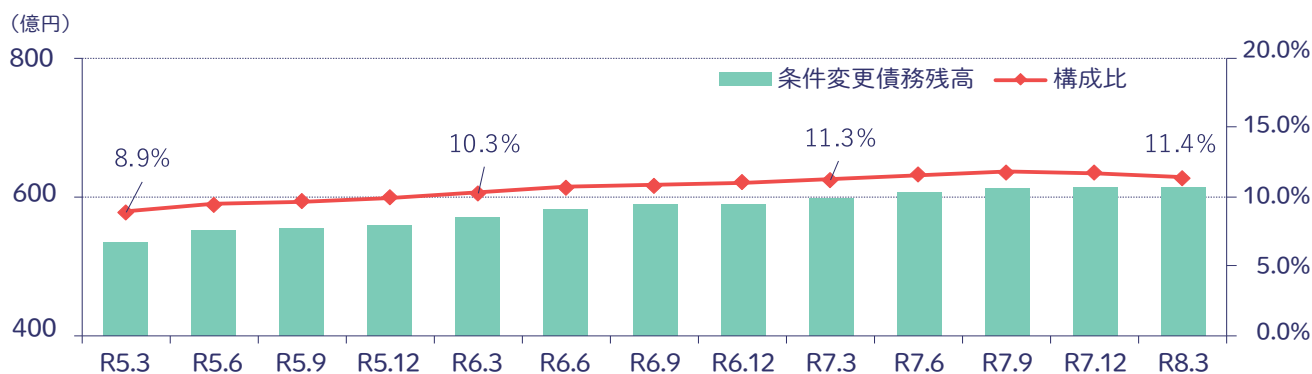
令和7年度の求償権回収額は、15億25百万円（前年度比97.2%）となりました。



■条件変更債務残高

令和7年度の条件変更債務残高は、615億34百万円（前年度比18億円の増加）となりました。

保証債務残高に占める構成比は、11.4%（同0.1ポイントの増加）となりました。



1. 横浜市中小企業融資制度（令和8年度）

中小企業・小規模事業者の皆さまが事業を行っていく上で必要な運転資金や設備資金を円滑に調達できるよう、横浜市が当協会および取扱金融機関と連携して行っている融資制度です。

制度名	融資額	保証期間	融資利率（年）	信用保証料率（年）
振興資金	2億8,000万円以内 (組合は4億8,000万円以内)	運転資金 10年以内 設備資金 20年以内	●固定金利 1年以内 1.9%以内 5年以内 2.6%以内 10年以内 2.8%以内 20年以内 3.0%以内 ●変動金利 短期プライムレート + 0.7%以内 ●取扱金融機関の 所定利率 15年超のみ利用可能	0.45～1.90%
協調融資資金	2億8,000万円以内 (組合は4億8,000万円以内)	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内	●固定金利 2.8%以内 ●変動金利 短期プライムレート + 0.7%以内	0.23～1.43% (国による保証料補助後の料率) 脱炭素割を適用した方は 融資額2,000万円を 上限に横浜市が0.20%助成
設備更新資金	2億8,000万円以内 (組合は4億8,000万円以内) ※設備資金に付随する 運転資金は可。 ただし、設備の金額を 超えないこと	設備資金 20年以内	●固定金利 1年以内 1.3%以内 3年以内 1.6%以内 5年以内 1.8%以内 10年以内 2.0%以内 15年以内 2.2%以内 20年以内 2.4%以内 ●取扱金融機関の 所定利率 15年超のみ利用可能	0.05～1.60% (融資額5,000万円を上限 に横浜市が0.30%助成) 宣言割を適用した方は さらに0.10%助成
小規模企業特別資金	2,000万円以内	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内	●固定金利 1年以内 1.6%以内 5年以内 2.0%以内 10年以内 2.4%以内 15年以内 2.6%以内 ●変動金利 短期プライムレート + 0.4%以内	0.40～2.10% (横浜市が0.10%助成) 脱炭素割を適用した方は さらに0.20%助成 (合計0.30%助成)
小規模企業資金繰り 安定サポート資金	2,000万円以内 (ただし、直近決算におけ る平均月商の2倍以内)	運転資金 1年以内	取扱金融機関の 所定利率	0.35～1.80% (当協会が0.10%割引)

1. 横浜市中小企業融資制度（令和8年度）

制度名	融資額	保証期間	融資利率（年）	信用保証料率（年）
創業おうえん資金	3,500万円以内	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内	●固定金利 2.3%以内	0.30% （当協会が0.40%割引 +横浜市が0.10%助成）
スタートアップ おうえん資金	3,500万円以内	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内	●固定金利 1.9%以内	保証料ゼロ （当協会が0.40%割引後に 横浜市が全額助成）
事業承継資金	2億8,000万円以内	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内	取扱金融機関の 所定利率	0.20～1.65% （横浜市が0.25%助成）
事業承継資金 （経営者保証不要）	2億8,000万円以内	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内	取扱金融機関の 所定利率	【専門家による確認を 受けた場合】 0.00～0.90% 【専門家による確認を 受けていない場合】 0.20～1.65% （いずれも横浜市が 0.25%助成）
SDGs よこはま資金	2億8,000万円以内 （組合は4億8,000万円以内）	運転資金 10年以内 設備資金 20年以内	●固定金利 1年以内 1.3%以内 3年以内 1.6%以内 5年以内 1.8%以内 10年以内 2.0%以内 15年以内 2.2%以内 20年以内 2.4%以内 ●取扱金融機関の 所定利率 15年超のみ利用可能	0.20～1.65% （融資額5,000万円を上限 に横浜市が0.25%助成）
脱炭素よこはま資金	2億8,000万円以内 （組合は4億8,000万円以内）	運転資金 10年以内 設備資金 20年以内	●固定金利 1年以内 1.3%以内 3年以内 1.6%以内 5年以内 1.8%以内 10年以内 2.0%以内 15年以内 2.2%以内 20年以内 2.4%以内 ●取扱金融機関の 所定利率 15年超のみ利用可能	0.00～1.40% （融資額5,000万円を上限 に横浜市が0.50%助成）
賃上げおうえん資金	2億8,000万円以内 （組合は4億8,000万円以内）	運転資金 10年以内 設備資金 20年以内	●固定金利 1年以内 1.3%以内 3年以内 1.6%以内 5年以内 1.8%以内 10年以内 2.0%以内 15年以内 2.2%以内 20年以内 2.4%以内 ●取扱金融機関の 所定利率 15年超のみ利用可能	0.00～1.40% （融資額5,000万円を上限 に横浜市が0.50%助成）

制度名	融資額	保証期間	融資利率（年）	信用保証料率（年）
経営支援資金	2億8,000万円以内 (組合は4億8,000万円以内)	運転資金 最大15年以内 設備資金 最大15年以内 (保証期間は要件によって異なります)	●固定金利 2.2%以内	0.00～1.80% (運転資金の場合、融資額8,000万円を上限に横浜市が0.50%助成 設備資金の場合、融資額2,000万円を上限に横浜市が0.10%助成) 宣言割を適用した方はさらに0.10%助成
経営安定資金	2億8,000万円以内 (組合は4億8,000万円以内)	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内	●固定金利 5年以内 2.1%以内 10年以内 2.3%以内	0.45～1.90%

2. 当協会独自制度

当協会が独自に創設した保証制度です。保証料割引を行っている制度もございます。

制度名	融資額	保証期間	融資利率（年）	信用保証料率（年）
短期継続保証 (けいぞく)	100万円以上 5,000万円以内 (ただし、直近決算における平均月商の2倍以内)	1年以内	取扱金融機関の 所定利率	0.35～1.80% (当協会が0.10%割引)
よこはまアドバン テージ保証	2億8,000万円以内	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内 (ただし、設備資金で不動産担保の 提供がある場合は30年以内)	取扱金融機関の 所定利率	0.35～1.05% (当協会が0.10%割引)
よこはまパートナ シップ保証	5,000万円以内	運転資金 10年以内 設備資金 20年以内	取扱金融機関の 所定利率	0.35～1.80% (当協会が0.10%割引)
よこはまプレミアム 保証	2億8,000万円以内	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内 (ただし、設備資金で不動産担保の 提供がある場合は30年以内)	取扱金融機関の 所定利率	0.30～0.85% (当協会が0.15%割引)
よこはまショート サポート保証	2億円以内	1年以内	取扱金融機関の 所定利率	0.35～1.80% (当協会が0.10%割引)
よこはまスタート 保証	5,000万円以内	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内	取扱金融機関の 所定利率	0.35～1.80% (当協会が0.10%割引)
SDGs 特定 社債保証	3,000万円以上 5億6,000万円以内	7年以内	取扱金融機関の 所定利率	0.35～1.80% (当協会が0.10%割引)

中小企業・小規模事業者のニーズに応じた多様な資金需要や経営支援にきめ細かく対応できるよう、金融機関や支援機関等と連携を図りながら、様々な支援を行っています。

■創業支援

創業者を応援する取組

横浜市内経済の活性化に貢献するため、独立開業の夢を持ち、新たに事業を開始する皆さまを応援しています。

これから事業を始めたい方や、創業して間もない方におすすめの保証制度をご用意しています。

また、創業関連の保証制度をご利用いただいた方へ、創業後に生じた経営課題の解決をお手伝いするため、お借入後1年経過時を目途に再度協会職員が訪問する創業後の経営支援も実施しています。

令和7年度の実績

創業おうえん資金	530件	34億84百万円
創業関連保証	6件	27百万円

スタートアップする起業家や創業者を応援する保証制度 「スタートアップ創出促進保証制度（SSS保証）」

創業から一定期間を経過していない会社等を対象に、経営者保証を不要とする創業時の保証制度「スタートアップ創出促進保証制度（SSS保証）」をご用意しております。

ご利用いただける方は次のいずれかに該当する方です。

創業を予定されている方

- ・事業を営んでいない個人で、2か月以内※に法人を設立し事業を開始する具体的な計画がある方
- ※ 市区町村が実施する認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業する方は、6か月以内
- ・分社化により別法人を設立して事業を開始する予定の法人

創業後5年未満の法人

- ・事業を営んでいない個人が設立した法人で、設立から5年未満である法人
- ・分社化により別法人として新たに設立した法人で、設立から5年未満である法人
- ・事業を営んでいない個人が開始した事業を法人化し、個人創業時から5年未満である法人

本制度を利用した方は、原則として法人設立から3年目と5年目に中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェック(※)を受け、「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」(写)を金融機関に提出していただきます。

(※) 持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現させるためにはガバナンス体制の整備・強化が必要であり、中小企業活性化協議会が「経営の透明性」「法人個人の分離」「財務基盤の強化」等についてチェックを行います

令和7年度の実績

創業おうえん資金（経営者保証不要特別）	44件	4億20百万円
スタートアップおうえん資金	43件	4億10百万円

■経営支援・再生支援

個別企業の課題に即した経営改善、生産性向上や事業再生を支援するため、原則無料の専門家派遣や経営サポート会議、職員による訪問を実施しています。

経営支援における関係機関

経営支援は様々な機関と連携し、事業者のニーズに合った支援を行っています。



中小企業支援機関等との連携

- ・神奈川県中小企業活性化協議会
収益力改善や事業再生支援の一環として、金融機関と連携し、神奈川県中小企業活性化協議会への橋渡し（相談持込）を行っています。なお、本取組は中小企業庁ホームページでも公表されています。
令和7年度の相談持込実績 40件
- ・神奈川県事業承継・引継ぎ支援センター
後継者が不在の中小企業・小規模事業者のM&Aについてのご相談等もお受けしています。
令和7年度の事業承継・引継ぎ支援センターへの紹介実績 22件
- ・（公財）横浜市シルバー人材センター
人手不足が深刻化しており、特に高齢者の活躍の場を広げることが重要視されている背景から、連携協定を締結しています。人材のマッチングを通じて、事業者の皆さまの人材確保の取組を支援しています。
令和7年度の橋渡し実績 10件

かながわ企業支援ネットワーク／経営サポート会議

かながわ企業支援ネットワークは、神奈川県内の金融機関、経営支援機関、国・地方公共団体等により構成され、経営改善・事業再生等のノウハウ・スキルの共有化等を行う枠組みです。

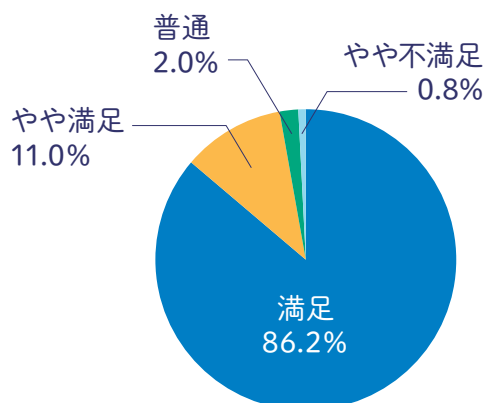
中小企業・小規模事業者、金融機関の要請に基づく経営サポート会議（バンクミーティング）も開催しています。
令和7年度 経営サポート会議 開催実績 73企業

専門家派遣

中小企業診断士等の専門家を派遣して、経営改善等の提案や経営改善等の計画策定支援を行っています。
専門家派遣をご利用されたお客さまからは、「満足」との回答が8割以上を占めるなど、高い評価をいただいています。

ご利用されたお客さまの満足度

(単位：者)



令和7年度実績	実績	前年度比
対象企業への訪問	699	105.0%
専門家派遣	338	110.1%
経営改善等提案	123	100.8%
経営改善等計画策定支援	69	143.8%
既支援先フォローアップ	146	106.6%



※最終報告会含む

専門家派遣の「特徴」や「流れ」を動画形式でわかりやすく解説しています。

ぜひ一度ご覧いただき、専門家派遣の利用をご検討ください。



当協会の専門家派遣により支援を受けた方のインタビューを掲載している経営支援事例集もございます。

当協会が派遣する専門家の紹介も掲載しております。



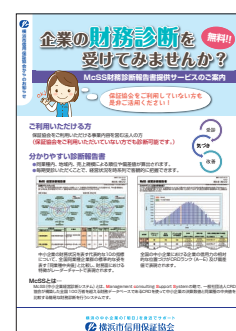
財務診断

McSS（一般社団法人CRD協会が提供する財務診断ツール）を用いて、財務面における診断報告書を「無料」でご提供しています。同業種内や地域、売上規模による順位や偏差値を算出し、各種の経営指標を同業種平均値と比較することができます。

財務診断報告書は当協会ホームページからもお申込みいただけます。



WEB受付フォーム



■事業承継支援

事業承継期にある中小企業・小規模事業者の皆さまに対し、将来を見据えた事業承継について考えるきっかけを提供するため、ダイレクトメール発送などを通じた情報提供を行っています。また、協会職員が個別企業を訪問して事業承継の準備状況を確認させていただき、必要に応じて専門家派遣による事業承継に向けたご支援を行っています。

また、事業承継専用の保証制度もご用意し、事業承継を資金面でもご支援しています。

令和7年度の実績

ダイレクトメール発送約1,500件を起点に164件の訪問、14件の専門家派遣を実施
事業承継資金 7件 1億60百万円

■関係機関との連携

金融機関との連携

金融機関との対話を通じた連携に注力するとともに、保証付き融資とプロパー融資を柔軟に組み合わせた協調支援の取組などにより、中小企業・小規模事業者の事業の発展を支援しています。

○金融機関訪問

金融機関の皆さまに信用保証協会の現状や取組等をご説明し、信用保証制度を適切にご利用いただくため、金融機関を訪問しています。

令和7年度の保証審査担当者による金融機関訪問実績 延べ327店舗

○金融機関との協調融資制度

金融機関と協調した融資制度「協調支援型特別保証」や「よこはまタイアップ保証」などにより、中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援しています。

また、経営課題の解決や事業の安定・発展に向けた取組を、金融機関等による継続的なモニタリングを通じて支援することを目的に、令和8年3月に創設された「モニタリング強化型特別保証」の取扱いを開始しました。

令和7年度の実績

協調融資資金（市制度含む）	809件	244億82百万円
よこはまタイアップ保証	23件	6億57百万円

横浜市との連携

取扱金融機関に融資原資の一部を預け入れることにより、長期・固定で低利の横浜市中小企業融資を実現しています。一部資金では、信用保証料の一部を助成することで、借入時の中小企業・小規模事業者の負担軽減を図っています。

令和7年度の横浜市中小企業融資の実績 6,783件 1,190億43百万円

支援機関との連携

支援機関とビジネスセミナーを開催し、中小企業・小規模事業者の経営上の課題解決を支援しています。

○価格転嫁セミナー（IDEC横浜との共催）

脱炭素経営に取り組む必要性やポイント、横浜市の施策など、脱炭素経営を始める際の有益な情報を紹介するセミナーを実施しました。

○脱炭素経営セミナー（横浜商工会議所との共催）

中小企業者が脱炭素化に取り組む必要性や活用できる各種支援制度を紹介するセミナーを実施しました。



結婚生活の不安や
交際費が
お悩みですか？

参加費無料!!

先着50名様

横浜市中小企業・小規模事業者のための

～は～

価格転嫁セミナー& 名刺交換会・情報交換会

人件費や材料費が高騰してしまったり、中小企業や事業
者側から値上げを希望するにも元々の価格が割高で
なっています。そこで今回は、価格の転嫁と交際費の
削減方法について、お話しさせていただきます。



日付

9/10

(水)

午前8時迄
お申し込み

14:00 開始 (13:30 開場)

16:30 終了予定

講師



フランクイン・デザイン株式会社
山口 達也氏

フランクイン・デザイン株式会社は、横浜市内に本社を
置き、横浜市内を中心に、横浜市内の各企業・団体
と提携し、様々なデザインサービスを提供しています。
また、様々なデザインサービスを提供しています。

※ 横浜市信用保証協会
本店9階 多目的室



※ 名刺交換会＆情報交換会

ご参加の皆様にご自身の名刺と情報交換を
します。情報交換は、事業内容や得意先とのやりとりなど
についてお話しさせていただきます。

ご参加いただくことで「情報交換」としてご自身の事業とつながるかもしれません！！

プログラム

13:30	開場
14:00	● 価格の転嫁と交際費の削減方法についてお話しさせていただきます。 ● 価格の転嫁と交際費の削減方法についてお話しさせていただきます。
15:00	● 価格の転嫁と交際費の削減方法についてお話しさせていただきます。 ● 価格の転嫁と交際費の削減方法についてお話しさせていただきます。
16:00	● 価格の転嫁と交際費の削減方法についてお話しさせていただきます。 ● 価格の転嫁と交際費の削減方法についてお話しさせていただきます。
17:00	● 価格の転嫁と交際費の削減方法についてお話しさせていただきます。 ● 価格の転嫁と交際費の削減方法についてお話しさせていただきます。
18:00	● 価格の転嫁と交際費の削減方法についてお話しさせていただきます。 ● 価格の転嫁と交際費の削減方法についてお話しさせていただきます。

主催 横浜市信用保証協会

共催 横浜経済新聞社



横浜信用保証協会

「中小企業・小規模事業者のための 脱炭素経営セミナー」



中小企業・小規模事業者が脱炭素化に取り組み、
必要性と脱炭素化に向けて活用できる経営支援
制度についてご紹介します。



講師
鈴木崇史氏
（株式会社 日本環境経営研究所 代表取締役社長）

日程 令和7年**9月24日**（水）
14:00～16:30（13:30受付開始）

会場 新潟県工会議所 大会議室

定員 会場定員 **50名**
※オンライン参加枠は随時追加いたします。

参加申込期間 9月19日（金）

セミナー
【講演】（120分）
中小企業・小規模事業者へ 代表取締役
が伝える脱炭素経営の考え方
【質疑応答の時間】（30分）
※参加者希望の質問・質問を随時追加 後記

参加費 無料

※お申し込みは下記まで

オンラインセミナー
参加費は無料です。

※申し込み・お問い合わせは、本セミナーの申し込み専用ダイヤルまでお願いいたします。

※お申し込みは下記まで

主催 **新潟県工会議所**

共催 **経済同友会新潟県協会**

当協会のことを知っていただき、身近な存在として捉えていただくため、広報活動に積極的に取り組んでいます。

■ホームページ

最新の情報を紹介しています。

当協会の概要、信用保証制度の仕組み、保証制度のご案内等を掲載しています。

当協会ホームページは
こちら



■SNS (LINE・Instagram)

LINE およびInstagram を活用して、保証制度の創設や保証協会の最新の取組、国や横浜市等による補助金のご案内、セミナー開催のお知らせなどを発信しています。

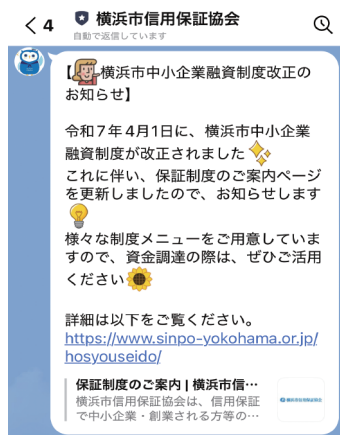
LINEの友だち登録は
こちら



Instagramのフォローは
こちら



LINE



Instagram



■広報物

広報物のご案内ページへ



信用保証のご案内、経営支援事業の取組（お客さまの体験談）等を発行しています。



YouTube
公式チャンネルは
こちら



■動画コンテンツ（YouTube）

YouTube公式チャンネルでは、中小企業・小規模事業者の皆さまや関係機関の皆さまにとって有益となる情報を投稿しています。



信用保証委託申込書の書き方



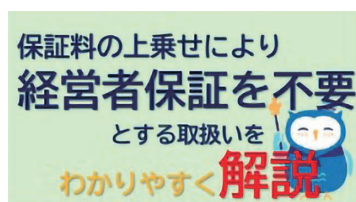
創業計画書の書き方



専門家派遣のご紹介



経営行動計画書の書き方



保証料の上乗せにより経営者保証を不要とする取扱い



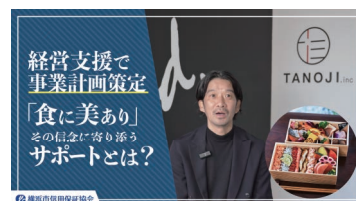
協調支援型特別保証制度



経営支援事例①



経営支援事例②



経営支援事例③



■創業スクールを開催しました

令和7年10月10日から全6回にわたり、アールズフィールド株式会社代表取締役の石井律子さまにご協力をいただいて、横浜市内で創業を予定している方や創業して間もない方を対象に、創業スクールを開催しました。

本スクールでは、「経営」、「販売促進」、「財務」、「人材育成」の4つのカリキュラムを用意し、最終回にはこれまで学んできたことをかたちにしたビジネスプランを受講者に向けて発表していただきました。

本スクールは横浜市の特定制業支援等事業の対象となっており、受講された方は融資利率の優遇など様々なメリットを受けることができます。

起業を目指す意欲の高い方々が集まり、活発な情報交換を行う姿がみられました。

受講者からは「創業を考えている知り合いにぜひすすめたい」など好評の声が多数寄せられました。



■女性创业者のためのセミナーを開催しました

令和8年2月10日に、公益財団法人横浜企業経営支援財団と共催し横浜市経済局後援のもと、女性创业者のためのセミナーを開催しました。

株式会社ブルーコンパス代表取締役の蜂谷詠子さまから創業期にやるべきことや、事業に繋げる人脈づくりのノウハウについてご講演いただきました。

セミナー後半にはお茶菓子を食べながら交流できる時間を設け、リラックスした雰囲気の中で、参加者同士で意見交換が広がりました。ご参加いただいた方からは「他業種の方と交流ができ、新しい視点を得られた」、「女性経営者同士のつながりができて嬉しい」、「このような交流会にまたぜひ参加したい」などの声が寄せられました。



■ビジネスマッチング with かながわ8信金に後援し、相談ブースを出展しました

令和7年6月5日に大さん橋ホールで開催された、ビジネスマッチング with かながわ8信金に、当協会として初めて後援しました。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、近年は開催が見合わされていましたが、神奈川県で活動する中小企業者を中心に、事業者同士のビジネスマッチングの場等として、今年度は5年ぶりに開催されたものです。

当協会も相談ブースを出展し、保証制度の周知や相談対応等を行いました。



■テクニカルショウヨコハマ2026にて経営支援先の出展を支援しました

令和8年2月4日から6日にかけてパシフィコ横浜で開催された、テクニカルショウヨコハマ2025に出展しました。

テクニカルショウヨコハマは、首都圏最大級の工業技術・製品の総合見本市です。

当協会が出展するのは今回で17回目となりましたが、前回に引き続き、「当協会による経営支援の認知度向上」をテーマにブースを出展しました。

また、今回は当協会の経営支援先3者に対して、ビジネスチャンスにつながる機会を支援することを目的に、出展支援を行いました。

出展支援した企業からは「多くの来場者と貴重なご縁をいただき機会となった」と感謝の言葉をいただきました。

この出展を機に、一つでも多くのビジネスが創出されればと願っています。



■ハマ福ぬいぐるみに季節の装いが登場しました。

当協会のイメージキャラクターハマ福のぬいぐるみに、春夏秋冬をテーマにした着せ替えグッズを作成しました。

春は桜の髪飾りやお花見団子、夏は元気いっぱいのひまわり帽子など、四季折々の装いを楽しむことができます。多くの方にハマ福をより身近に感じていただけるよう工夫しました。

これらの着せ替えグッズは、NPO法人コスモスの会「地域活動支援センターコスモス蒔田」の皆さまが一つ一つ手作業で作成してくださり、温かみのある仕上がりになっています。

イメージキャラクターハマ福が
季節を楽しむ
着せ替えグッズが
完成しました！



当協会では、信用保証業務や経営支援業務に留まらず、社会貢献活動にも積極的に取り組んでいます。

■大学で出張講義を行いました

7月横浜市立大学

地域の学生の皆さんに中小企業の資金調達の実態と信用保証協会の役割などを知っていただくため、横浜市立大学「総合講義（国際マネジメント）」（黒木淳教授）にて出張講義を実施しました。

クイズ形式を取り入れるなど講義内容を工夫したことで、学生の皆さんが積極的に参加する姿が見られ、会場は終始活気にあふれていました。

後半のパネルディスカッションでは、学生の多くが経営コンサルタントに興味を示しており、民間の経営コンサルタントと信用保証協会の経営支援の違いに関する話を真剣な表情で聴いていました。



10月横浜国立大学

横浜国立大学「ファイナンシャル・リスク・マネジメント」（伊藤 有希教授）での出張講義は今回が初めてとなりました。

講義後のアンケートでは、88%の学生が当協会に興味を持ったと回答し、中には「中小企業を支援するための機関があることを初めて知った。金銭的な支援だけではなく、コンサルのような経営アドバイス等も手広く行っていることに驚いた。」などの感想をいただきました。

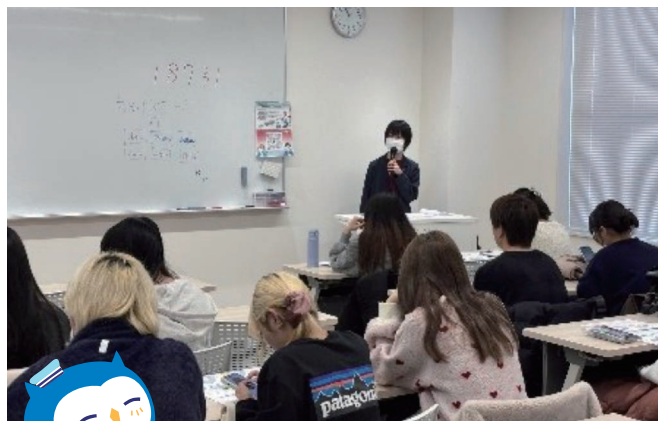


12月ビューティ&ウェルネス専門職大学

ビューティ&ウェルネス専門職大学「キャリアデザインII」（齋藤典子准教授）にて出張講義を実施しました。

信用保証協会の役割や創業について説明し、学生の皆さんにはグループワークを通じてネイルサロンを開業するための創業計画書の作成体験と創業計画の発表に取り組んでいただきました。さらに、発表後には当協会の職員がその場でフィードバックを行いました。

講義後のアンケートでは、76%の学生が「創業することに興味をもった」と回答し、「創業には必要な資金や、メニュー内容、価格、売上予想など細かく数字を出して計画書を作成する事が大切だと分かった。」「創業するためには想像以上に準備が必要だと実感した。自分の『好き』だけでは進めることが難しい部分に向き合うことができたのは大きな学びだった。」などの感想をいただきました。





■横浜市会社経営体験プログラムに参加しました

横浜市では、横浜市経済局と横浜市教育委員会が連携して、小中学生等を対象とした「会社経営体験プログラム」を実施しています。

このプログラムは、早期から社会課題やビジネスに目を向ける意識を醸成することを目的として、グループに分かれて一つの会社を作り、起業から決算までの流れを数か月に渡って体験します。

一連のプログラムの中で、当協会は金融機関役として参加し、各会社が必要な資金の融資を受けるための事業計画の審査と融資の可否判断を担当させていただきました。

生徒たちは起業から決算までの一連の流れを体験したことで、会社経営に興味を持つ良い機会になった様子でした。グループで協力しながら考える姿に、生徒たちの成長を感じることができました。



■「はまっ子未来カンパニープロジェクト」へ協賛しました

当協会では、平成28年度より、横浜市が自分づくり教育の一環として実施している「はまっ子未来カンパニープロジェクト」に協賛しています。

「はまっ子未来カンパニープロジェクト」は、横浜市教育委員会が中心となり、横浜の子どもたちが地域や社会の課題と向き合い、学校と企業・地域・外部機関が連携して解決に向けて取り組むことで、地域貢献意識等を育むことを目的として実施されています。

日頃の学習成果を発表する学習発表会は、当協会も観覧させていただきました。規格外の野菜の存在を知り消費につなげる活動や、社会科の活動を通じ「食」への関心が高まったことをきっかけに小学校の創立55周年を記念したパンの制作、まちの店や公園から集めた「捨てられてしまうもの」を使ったTシャツアート、まちの人たちを笑顔にしたい気持ちから始まる「まちの良さを伝えるコッペサンド」づくりなど、様々な学習の成果発表が行われました。

この取組を通じ、将来、横浜市内で創業者として当協会を利用してくれる子どもたちが一人でも多く現れてくれることを期待しています。



SDGsの達成を通じて持続可能な社会の実現が求められる昨今、当協会はSDGs（持続可能な開発目標）の趣旨に賛同し、達成に貢献するため、様々な課題の解決に向けた取組を積極的に推進してまいります。

令和7年度のSDGsに関する取組状況は、以下の通りです。

信用保証や経営支援を通じた中小企業支援の推進

- ・金融機関や横浜市と連携して、物価高・人手不足等の影響によるコスト負担の増加や、脱炭素等の社会的課題解決等の対応に直面している市内中小企業者の資金調達を支援
- ・経営課題の解決に向けたビジネスセミナーを中小企業支援機関と協力して開催
- ・経営者保証に依存しない融資慣行の浸透・定着
- ・未来の創業者に向けて創業に必要な知識を習得してもらうとともに、「横のつながり」を構築する場として創業スクールを実施



- ・大学へ出張講義
- ・横浜市が行う小中学生を対象とした起業家育成プログラムへ参加
- ・社会貢献活動休暇の創設
- ・学生に対する業務理解を促すため、1day仕事体験、オープンカンパニーを実施
- ・はまっ子未来カンパニープロジェクト、こども「エコ活。」大作戦！などへの協賛

経 済

SDGsに関

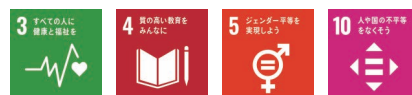
社 会

地域社会への貢献につながる活動の推進

「SDGs未来都市・横浜」の一員（Y-SDGs認証事業者Superior）として、持続可能な社会を実現するための取組を推進

- ・ FSC 認証紙やベジタブルインキを活用した印刷物や環境への配慮を意識したノベルティグッズの作成
- ・ グリーンボンドやサステナビリティボンドへの投資
- ・ 動線の最適化や空間の有効活用、安全性の向上に配慮し、職員がより快適で安心して働ける職場環境の整備を目的として、本店のレイアウト変更を実施
- ・ 市内中小企業者に脱炭素化を推進するため、脱炭素経営に関するセミナーを開催

環境



する取組

多様性

- ・ 職員のキャリアに応じた研修や通信教育による、能力開発やスキル向上
- ・ 時差出勤による働き方のダイバーシティ、休暇取得の推進やノー残業デーの設定によるワークライフバランスを推進
- ・ 多様な働き方を下支えする職員応援要領の制定
- ・ 自社の女性活躍に関する情報の公開（未来を見据えた戦略的情報公開）
- ・ 社会人採用の実施

健康経営（AAA認定事業所）やダイバーシティの推進

■貸借対照表

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金	174,107	基本財産	30,561,546,108
現金	174,107	基金	9,844,209,500
小切手	0	基金準備金	20,717,336,608
預け金	8,902,310,810	制度改革促進基金	0
当座預金	0	収支差額変動準備金	12,411,083,690
普通預金	5,292,886,406	その他有価証券評価差額金	693,359,043
通知預金	0	責任準備金	3,782,819,060
定期預金	3,600,000,000	求償権償却準備金	1,555,798,140
郵便貯金	9,424,404	退職給与引当金	601,810,458
金銭信託	0	損失補償金	0
有価証券	50,336,537,853	保証債務	540,108,068,309
国債	0	求償権補填金	0
地方債	23,300,000,000	保険金	0
社債	26,300,000,000	損失補償補填金	0
株式	728,776,643	借入金	0
受益証券	0	長期借入金	0
新株予約権	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
ファンド出資	7,761,210	短期借入金	0
譲渡性預金	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
その他	0	収支差額変動準備金造成資金	0
動産・不動産	258,437,213	雑勘定	14,943,566,841
事業用不動産	113,217,659	仮受金	330,443,349
事業用動産	145,219,554	保険納付金	133,652,791
所有動産・不動産	0	損失補償納付金	29,398,115
建設仮勘定	0	未経過保証料	14,400,683,082
損失補償金見返	0	未払保険料	3,153,558
保証債務見返	540,108,068,309	未払費用	46,235,946
求償権	3,654,949,886	有価証券未払金	0
譲受債権	0		
雑勘定	1,397,573,471		
仮払金	35,355,321		
保証金	0		
厚生基金	158,590,887		
連合会勘定	0		
未収利息	81,999,909		
有価証券未収入金	0		
未経過保険料	1,121,627,354		
合 計	604,658,051,649	合 計	604,658,051,649

■貸借対照表の用語解説

借 方		貸 方	
現金 預け金		基本財産	株式会社の資本金に相当します。 出えん金と金融機関等負担金からなる「基金」と過去の収支差額の累計の「基金準備金」により構成されています。
有価証券	地方債や社債等を保有し運用しています。	収支差額変動準備金	収支差額に欠損が生じた場合や急激な保証の増大等により基本財産の増強が必要となった場合に備え収支差額の一部を積み立てています。
動産・不動産		責任準備金	
求償権	代位弁済累計額から既受領保険金等相当額を控除した額です。	求償権償却準備金	
未経過保険料	当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち翌年度以降に帰属する部分を計上しています。	退職給与引当金	
その他		未経過保証料	受入保証料のうち翌年度以降に帰属する部分を計上しています。
		未払保険料	
		その他	

※保証債務見返（資産）と保証債務（負債）は同額のため、この表から除いてあります。

■収支計算書

(単位：円)

支出の部		収入の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常支出	4,429,609,525	経常収入	6,362,959,715
業務費	1,788,162,569	保証料	5,253,167,937
役職員給与	784,817,821	預け金利息	16,828,895
退職給与引当金繰入	53,291,716	有価証券利息配当金	304,939,025
その他人件費	161,633,588	調査料	0
旅費	1,995,807	延滞保証料	0
事務費	458,584,498	損害金	57,107,370
賃借料	149,508,022	事務補助金	26,344,683
動産・不動産償却	75,718,953	責任共有負担金	675,694,000
信用調査費	13,236,715	雑収入	28,877,805
債権管理費	48,641,503		
指導普及費	24,546,146		
負担金	16,187,800		
借入金利息	0		
信用保険料	2,380,978,420		
責任共有負担金納付金	258,981,028		
雑支出	1,487,508		
経常収支差額	1,933,350,190		
経常外支出	12,587,115,305	経常外収入	11,736,048,642
求償権償却	7,223,526,762	償却求償権回収金	90,849,953
譲受債権償却	0	責任準備金戻入	3,671,356,244
雑勘定償却	12,287,655	求償権償却準備金戻入	1,316,299,599
有価証券評価損	0	求償権補填金戻入	6,657,541,153
有価証券売却損	0	保険金	5,927,124,689
退職金	9,048,996	損失補償補填金	730,416,464
責任準備金繰入	3,782,819,060	有価証券評価益	0
求償権償却準備金繰入	1,555,798,140	有価証券売却益	0
その他支出	3,634,692	補助金	0
経常外収支差額	△ 851,066,663	その他収入	1,693
当期収支差額	1,082,283,527		
収支差額変動準備金繰入額	541,141,763		
基本財産繰入額	541,141,764		

■収支計算書用語解説

支 出		収 入			
業務費	経常支出	経常収入	保証料	受入保証料のうち当年度に対応する部分を計上しています。	
信用保険料			預け金利息等	負担金方式を選択した金融機関から受領した負担金を計上しています。	
責任共有負担金納付金			責任共有負担金		
			その他		
求償権償却	経常外支出	経常外収入	責任準備金戻入		
			求償権償却準備金戻入	求償権の一定割合を積み立てています（洗替方式のため繰入と戻入が発生）。	
責任準備金繰入					
求償権償却準備金繰入				求償権補填金戻入	代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金と横浜市等から受領した代位弁済補填金を計上しています。
その他					
経常収支差額	当期収支差額		その他		
経常外収支差額					

■基本財産

基本財産とは、一般企業の資本金に相当するもので、信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があります。このことから、当協会が引き受ける保証債務の最高限度額は、定款の定めにより基本財産の50倍（定款倍率）となっています。このため、中小企業の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

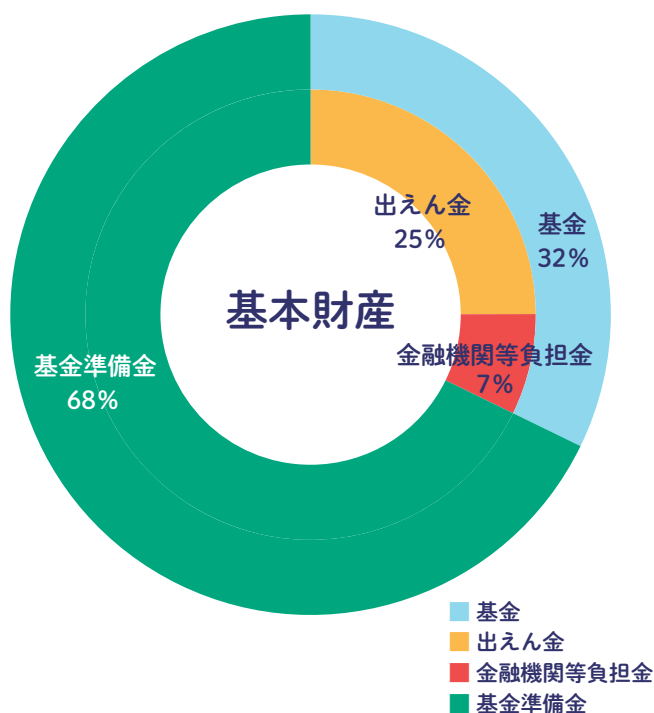
■基本財産の構成

基本財産は①基金②基金準備金で構成されています。

①基金は、横浜市からの拠出である出えん金と金融機関等負担金で構成されています。

②基金準備金は、毎事業年度決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

基本財産	305億61百万円
①基金	98億44百万円
出えん金	76億28百万円
金融機関等負担金	22億16百万円
②基金準備金	207億17百万円



本店

保証担当地区

■中区 ■磯子区

〒231-8505 中区山下町22（山下町SSKビル9階・10階）

（9階）総務部（総務課、企画情報課）

TEL：045-662-6622 FAX：045-662-6921

コンプライアンス統括室

TEL：045-662-6627 FAX：045-662-6927

（10階）経営支援部 経営支援室（経営支援課、期中支援課）

TEL：045-662-6624 FAX：045-661-0519

経営支援部 保証統括室（保証統括課、保証事務課）

TEL：045-263-6610 FAX：045-661-0089

経営支援部（保証課）

TEL：045-662-6623 FAX：045-661-0089

債権管理部（管理統括課）

TEL：045-662-6625 FAX：045-681-3386

債権管理部（債権管理課）

TEL：045-662-9927 FAX：045-226-5122

<アクセス> みなとみらい線日本大通り駅 3番文センター出口より徒歩約3分
JR関内駅 南口より徒歩約12分・JR石川町駅 中華街口より徒歩約13分
横浜市営地下鉄関内駅 1番出口より徒歩約12分



新横浜支店

保証担当地区

■港北区 ■緑区 ■青葉区 ■都筑区

〒222-0033 港北区新横浜3-9-18（新横浜TECHビルB館6階）

TEL：045-470-5600 FAX：045-470-7170

<アクセス> JR新横浜駅「横浜アリーナ」方面出口から徒歩約7分
横浜市営地下鉄 相鉄・東急新横浜線 新横浜駅
7番出口より徒歩約4分



横浜駅前支店

保証担当地区

■鶴見区 ■神奈川区 ■西区 ■保土ヶ谷区 ■旭区 ■瀬谷区

〒220-0004 西区北幸1-6-1（横浜ファーストビル7階）

TEL：045-319-5335 FAX：045-319-5340

<アクセス> 横浜駅 西口より徒歩約3分
横浜市営地下鉄横浜駅 10番出口より徒歩約1分



上大岡支店

保証担当地区

■南区 ■金沢区 ■戸塚区 ■港南区 ■栄区 ■泉区

〒233-0002 港南区上大岡西1-6-1（ゆめおおかオフィスタワー 22階）

TEL：045-844-6621 FAX：045-845-0641

<アクセス> 京浜急行上大岡駅 3階改札口より徒歩約3分
横浜市営地下鉄上大岡駅 6番出口より徒歩約3分



当協会は本店の他、新横浜支店、横浜駅前支店、上大岡支店の4拠点体制としています。
窓口開設時間：9時～17時（土日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く）



<https://www.sinpo-yokohama.or.jp>

